

【素案】

第2期釧路市

子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

釧路市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定方法	3
(1) 「釧路市子ども・子育て会議」での審議	3
(2) ニーズ調査の実施	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	4
1. 釧路市の現状	4
(1) 地勢と概要	4
(2) 人口の動向	5
(3) 世帯の状況	7
(4) 婚姻の状況	10
(5) 出生の動向	12
(6) 就労の状況	13
2. 地域における子育て支援事業の利用状況	15
(1) 教育・保育施設等	15
(2) 地域子ども・子育て支援事業等	18
(3) 子育て支援施設等の整備状況	22
3. 子ども・子育て支援施策の取組状況	25
(1) 施策・事業の進捗状況	25
(2) 基本目標別の進捗状況	26
4. ニーズ調査結果からみた子ども・子育て支援ニーズ	27
(1) 子どもと家族の状況や子育て環境	27
(2) 保護者の就労状況、子育て支援サービスの現状と今後の利用希望	27
(3) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度	30
(4) 子育てと経済的環境	31
第3章 計画の基本的な考え方	32
1. 基本理念	32
2. 計画推進のための基本的視点	33
3. 基本目標と施策体系	34
第4章 施策の展開	38
1. 子育て家庭を支援するための環境づくり	38
(1) 教育・保育サービスの充実	38

(2) 地域における子育て支援の充実	39
(3) 子育て支援ネットワークの構築	40
(4) 働きながら子育てしやすい環境の充実	41
2. 健やかに生み育てられる環境づくり	42
(1) 安全・安心な母子保健医療等の充実	42
(2) 「食育」の推進	43
(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	44
(4) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	44
3. 子どもの成長を支える環境づくり	47
(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	47
(2) 子どもの健全育成の推進	48
(3) 家庭や地域の教育力の向上	50
4. 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり	52
(1) 安心して子育てできる生活環境の整備	52
(2) 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守る活動の推進	53
(3) 被害に遭った子どもへの支援の推進	53
5. 配慮を要する子どもと家庭を支える環境づくり	54
(1) 児童虐待防止対策の充実	54
(2) 生活困窮世帯、ひとり親家庭の自立支援対策の充実	55
(3) 障がい児支援対策の充実	56

第5章 教育・保育の内容と供給体制.....57

1. 子ども・子育て支援制度の全体像	57
2. 教育・保育提供区域の設定	58
(1) 教育・保育提供区域について	58
(2) 本市における教育・保育提供区域	58
3. 量の見込みの推計について	60
(1) 推計の考え方	60
(2) 認定区分ごとの量の見込みの算出	60
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策	61
(1) 本市における教育・保育の確保方策	61
(2) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	62
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	70
(1) 地域子ども・子育て支援事業について	70
(2) 地域子ども・子育て支援事業における提供区域の考え方	71
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	72
6. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	80
(1) 地域子ども・子育て支援事業以外の教育・保育の提供及び推進	80
(2) 保幼小連携の取組の推進	81
(3) 認定こども園への移行	81

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	82
-------------------------------	----

第6章 計画の推進体制.....83

1. 計画推進体制の構築	83
2. 関係機関との連携	83
3. 計画の達成状況の点検・評価・見直し	83

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援充実に推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立しました。

これら3法に基づく「子ども・子育て支援制度」では、市町村を実施主体として、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけ、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

また、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する次世代育成支援対策推進法が改正され、令和7年3月31日まで法律の有効期限が延長されました。

本市では、平成26年度に、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」を一体的に策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会情勢の変化により、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

このような状況を踏まえ、今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

本市においては、第1期の「釧路市子ども・子育て支援事業計画」が計画期間を終了することを受け、これまでの取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本市のあり方を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第2期釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、市内のすべての子ども・子育て家庭を対象とし、国が定める基本指針に即して、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

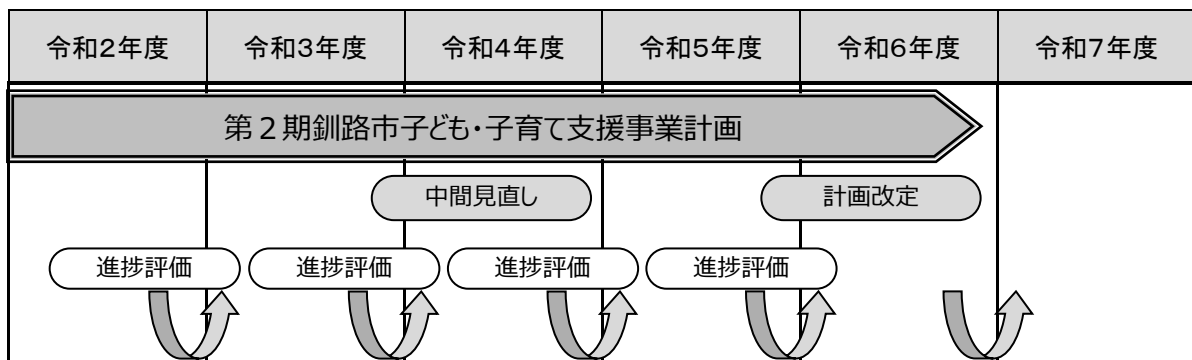
また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、これまで本市が取り組んできた次世代育成に関する施策を継承した計画とします。

計画の策定にあたっては、まちづくりの基本となる「釧路市まちづくり基本構想」を上位計画として「釧路市地域福祉計画」や「釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）・釧路市障がい福祉計画・釧路市障がい児福祉計画」など、各種関連計画との整合性を図るとともに、児童福祉法第56条の4の2に基づく市町村整備計画（保育計画）に関する目標についても定めるものです。

3. 計画の期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

■ 計画の期間



4. 計画の策定方法

(1) 「釧路市子ども・子育て会議」での審議

本計画の策定にあたって、子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による子育て中の保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験のある者等で構成する「釧路市子ども・子育て会議」において計画の内容について審議を重ねました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定に係る基礎資料として、子育てにおける現状と課題、教育・保育ニーズ等を把握するため、就学前児童・就学児童の保護者の方を対象に「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■ 実施概要

調査目的	釧路市における市民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」及び、釧路市における子育て環境や子育てに関する意識と課題などを把握し、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」や地域の実情を勘案した提供体制など、計画において盛り込むべき事項を検討するための基礎資料とすることを目的に実施
対象者	○市内に在住の就学前の子ども（0歳から5歳）のいる世帯の保護者 3,000世帯 ○市内に在住の就学児童（6歳から11歳）のいる世帯の保護者 3,000世帯
抽出方法	○平成30年10月30日現在の住民基本台帳による層化多段無作為抽出（地区人口比別・年齢別・男女別） ※年齢については平成30年3月31日現在の年齢としています。なお、平成30年4月から10月までに生まれた子どもについては、調査時点において、今後、最も子育て支援を長期にわたり必要とすることから、0歳児として対象に含めました。
調査期間	○平成30年12月21日～平成31年1月8日
調査項目	○子育て環境について ○保護者の就労状況について ○教育・保育事業の利用状況や利用希望について など

■ 回収状況

	就学前児童	就学児童	合計
抽出数	3,000	3,000	6,000
有効回収数 [※]	1,355	1,193	2,548
有効回収率（対抽出数） (%)	45.2	39.8	42.5

※ 有効回収数とは、回収数のうち、無記入や拒否等の無効票数を除いた数

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1. 釧路市の現状

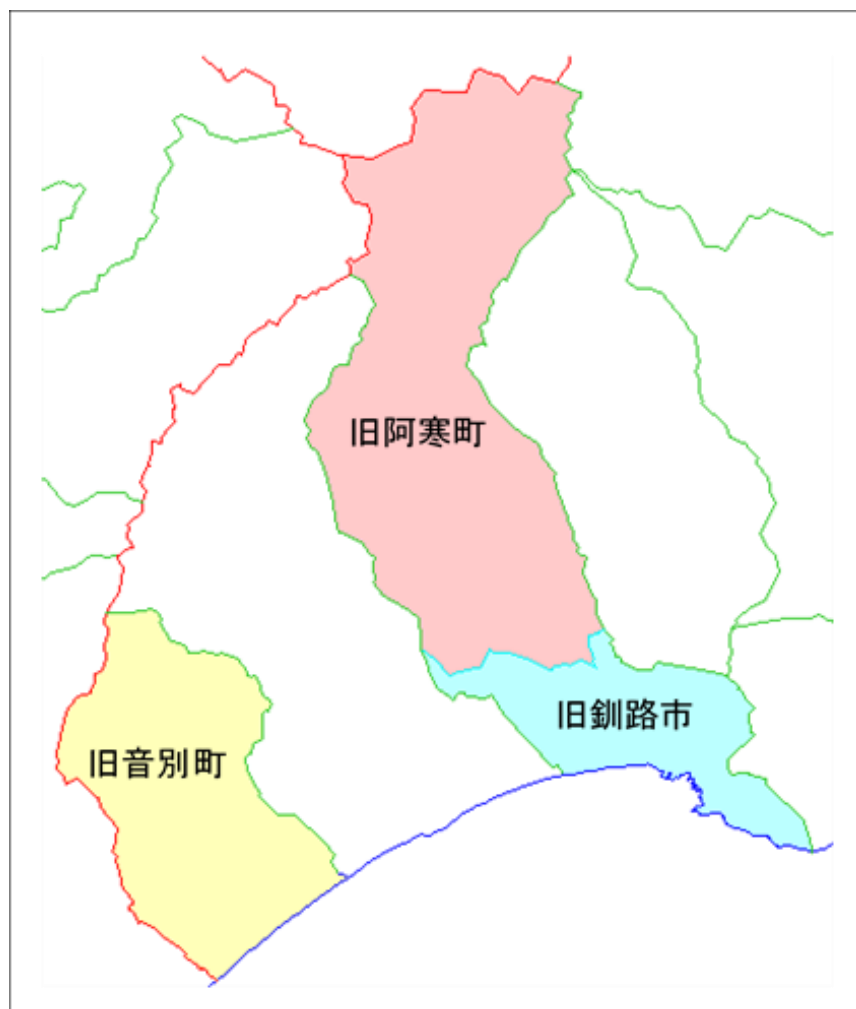
(1) 地勢と概要

釧路市は、北海道の東部、東経144度22分24秒、北緯42度58分10秒に位置し、行政区域の総面積は、1,363.29km²となっています。

阿寒摩周、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、海、山、湿原、湖沼、河川など多彩で雄大な自然に恵まれています。

また、日本有数の漁業基地や酪農業、林業と石炭鉱業、製紙工業、観光業を基幹に、さらに商業などを含めた産業が港湾機能に支えられながら発展し、産業経済、交通、教育、文化、医療などの都市機能が集積し、近隣地域での中核都市としての機能を兼ね備えています。

平成17年10月に釧路市、阿寒町、音別町が合併し、現在の釧路市となっています。



(2) 人口の動向

① 年齢3区分別人口の推移と今後の推計

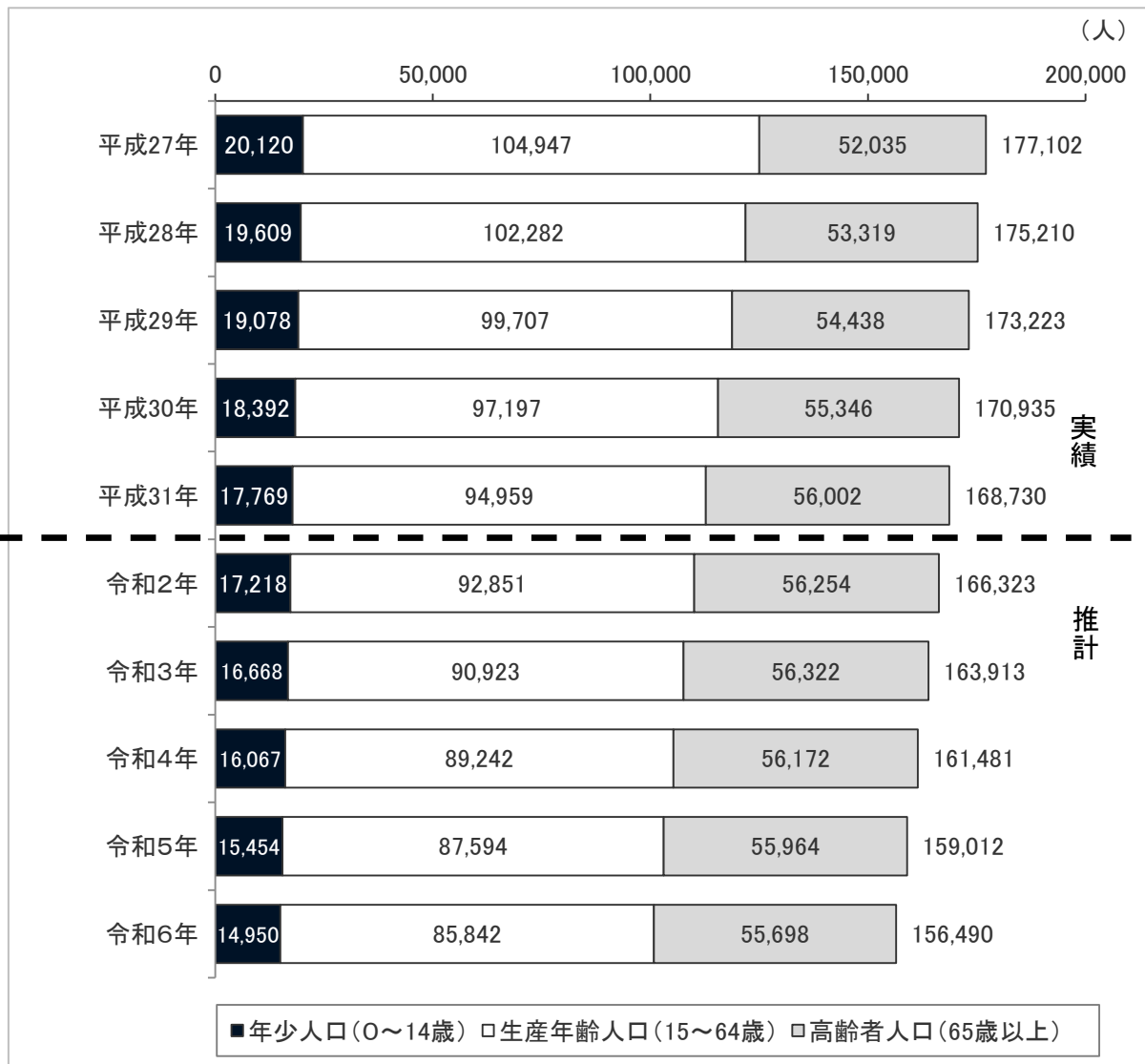
平成31年3月末時点の総人口は168,730人で、平成27年以降は減少傾向で推移しています。

年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少している一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進行しています。

今後の推計においては、引き続き生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）が減少し、令和6年の総人口は、156,490人となることを見込まれています。

なお、高齢者人口（65歳以上）は今後も増加していくことが予想されるものの、令和3年をピークに減少に転じることが見込まれています。

■ 年齢3区分別人口の推移と今後の推計



資料：平成27年～平成31年：釧路市住民基本台帳（各年3月末）

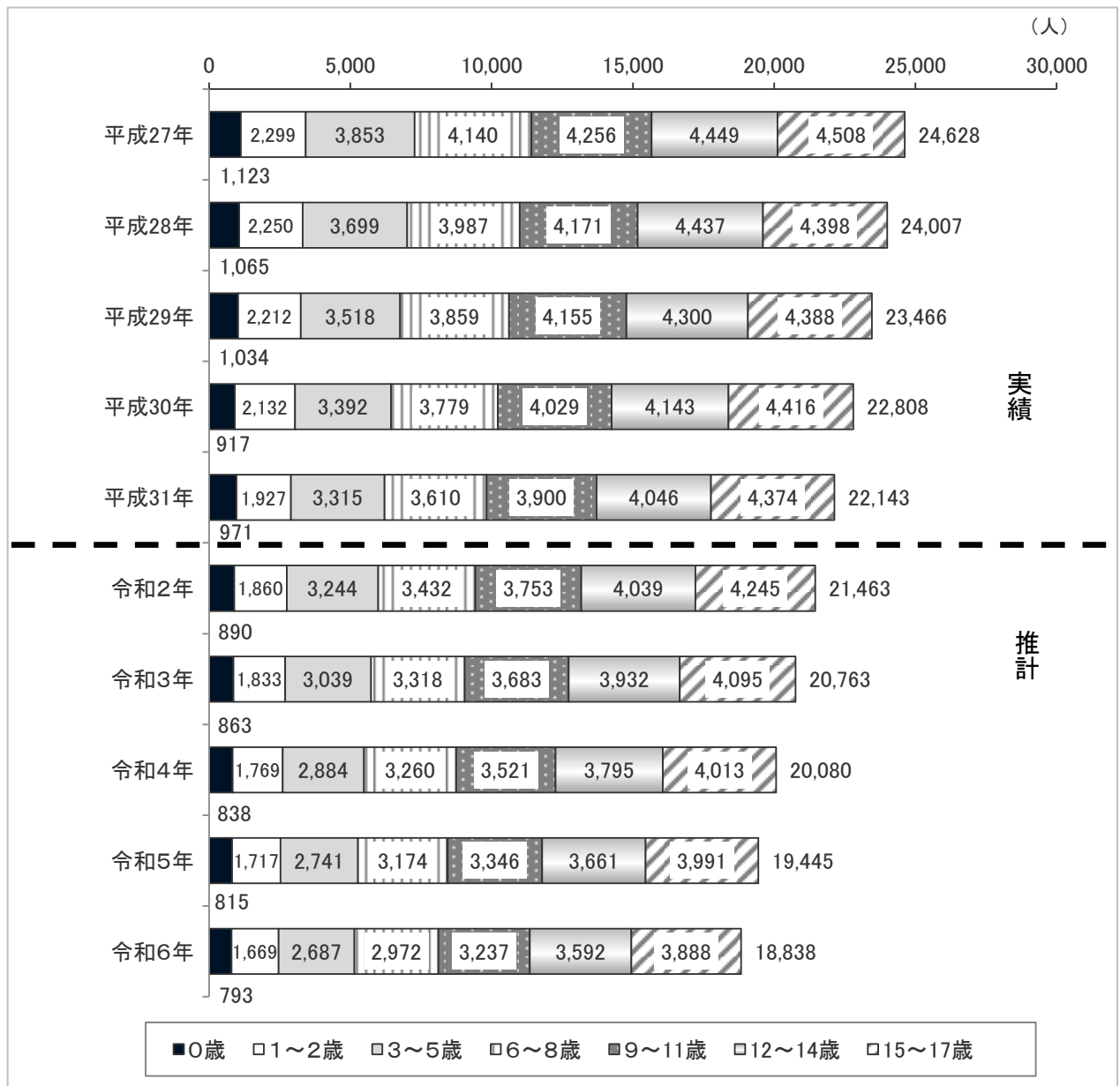
令和2年～令和6年：釧路市住民基本台帳（各年3月末）を基にコーホート変化率法を用いて推計

② 子どもの人口（18歳未満人口）の推移と今後の推計

総人口と同様、子どもの人口（18歳未満人口）も減少しており、平成31年3月末時点で22,143人と、平成27年と比較すると2,485人減少しています。

今後の推計においても、引き続き減少していくことが見込まれ、令和5年以降は、2万人を下回って推移していくことが予想されます。

■ 子どもの人口（18歳未満人口）の推移と今後の推計



資料：平成27年～平成31年：釧路市住民基本台帳（各年3月末）

令和2年～令和6年：釧路市住民基本台帳（各年3月末）を基にコーホート変化率法を用いて推計

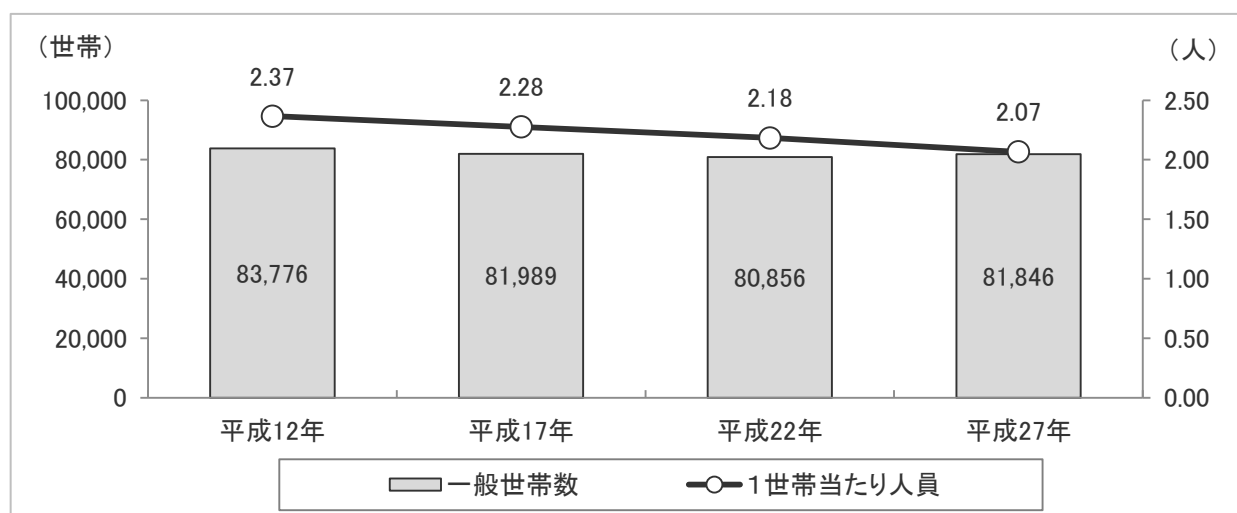
(3) 世帯の状況

① 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

国勢調査をみると、平成12年以降、一般世帯数は減少してきましたが、平成27年は増加に転じており、一般世帯の家族類型をみると、単独世帯が増加していることがわかります。

また、6歳未満親族のいる世帯及び18歳未満親族のいる世帯の一般世帯における核家族世帯が占める割合は、いずれも約9割となっており、子どものいる世帯の大部分が核家族世帯となっています。

■ 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■ 一般世帯の家族類型

単位：世帯、%

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	6歳未満親族のいる世帯 (平成27年)	18歳未満親族のいる世帯 (平成27年)
一般世帯総数	83,776	81,989	80,856	81,846	5,391	14,487
A 親族世帯	57,951	55,540	52,616	49,477	5,376	14,337
I 核家族世帯	51,521	49,476	47,429	45,098	4,897	12,751
II その他の親族世帯	6,430	6,064	5,187	4,379	479	1,586
B 非親族世帯	333	496	692	671	15	65
C 単独世帯	25,492	25,953	27,548	31,697	-	85
一般世帯に占める核家族世帯の割合	61.5%	60.3%	58.7%	55.1%	90.8%	88.0%

(注) 一般世帯総数は「不詳」を含む。

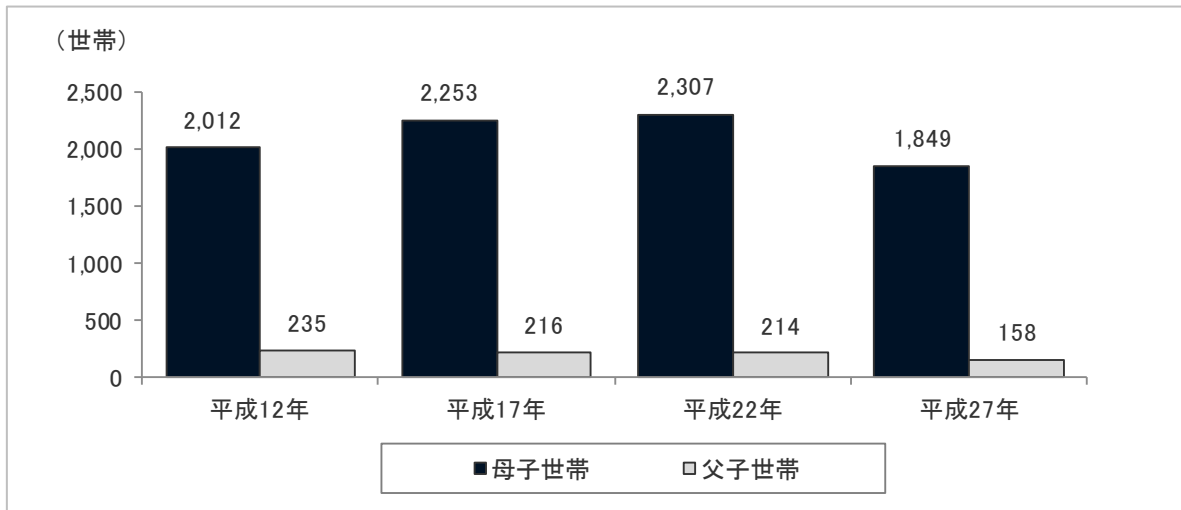
資料：国勢調査（各年10月1日）

② ひとり親世帯数の推移

平成12年以降の母子世帯数は、増加して推移してきましたが、平成27年は減少に転じています。

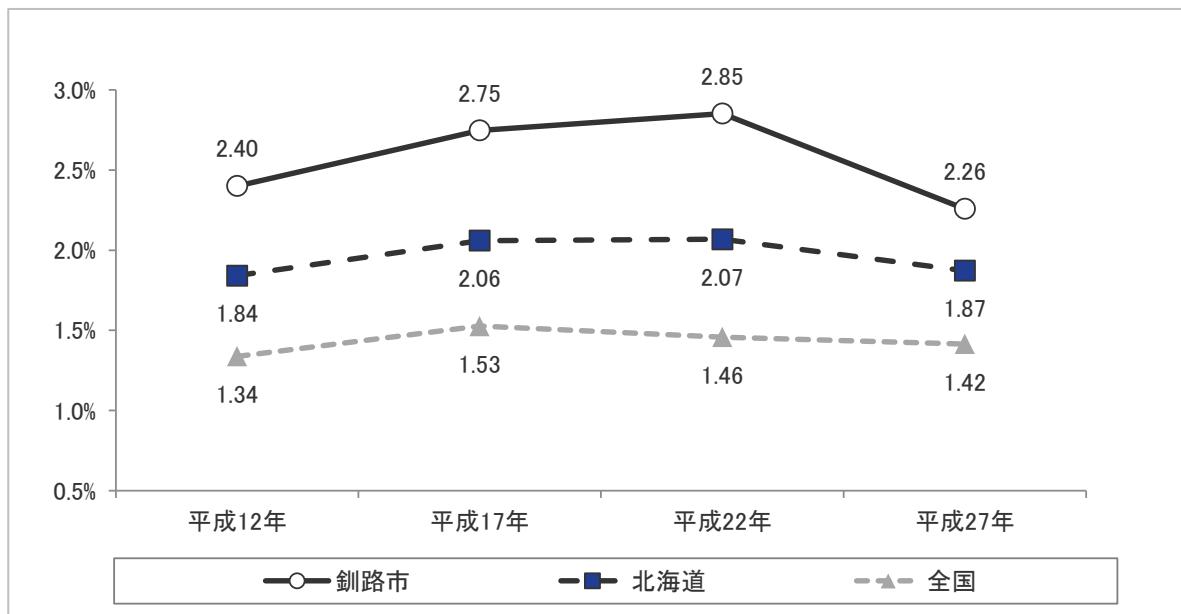
また、一般世帯に対する母子世帯の割合については、平成27年に大きく減少しているものの、北海道及び全国の平均より高い水準で推移しています。

■ 母子世帯数・父子世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■ 一般世帯に対する母子世帯の割合の推移

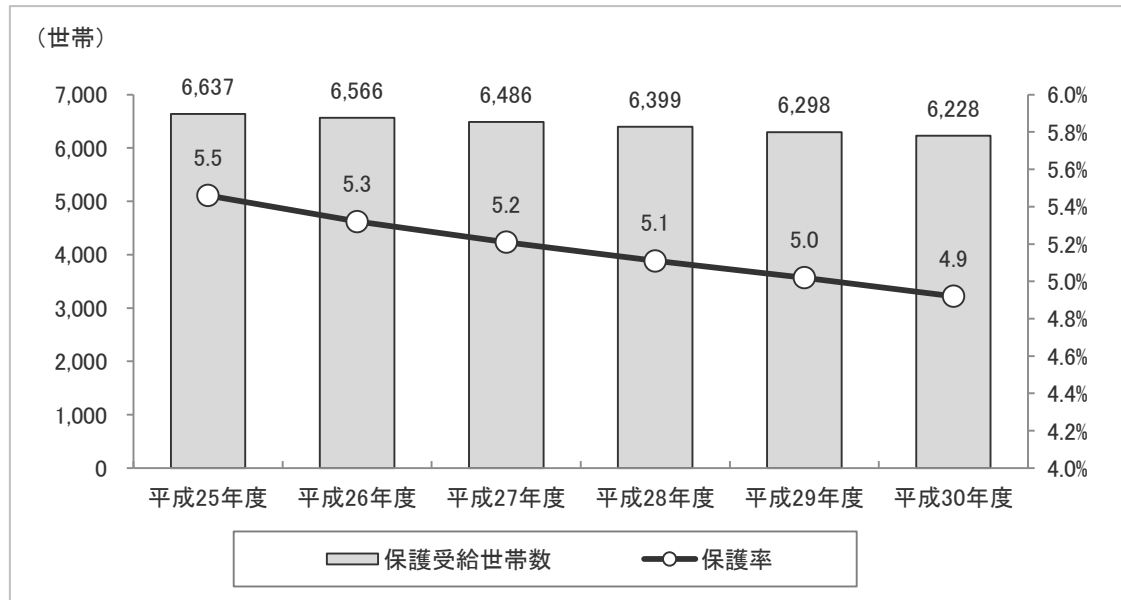


資料：国勢調査（各年10月1日）

③ 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数、保護率の推移をみると、平成30年度は6,228世帯、保護率は4.9%と、毎年度減少しています。

■ 生活保護受給世帯数、保護率の推移



資料：福祉行政報告例（生活保護法）

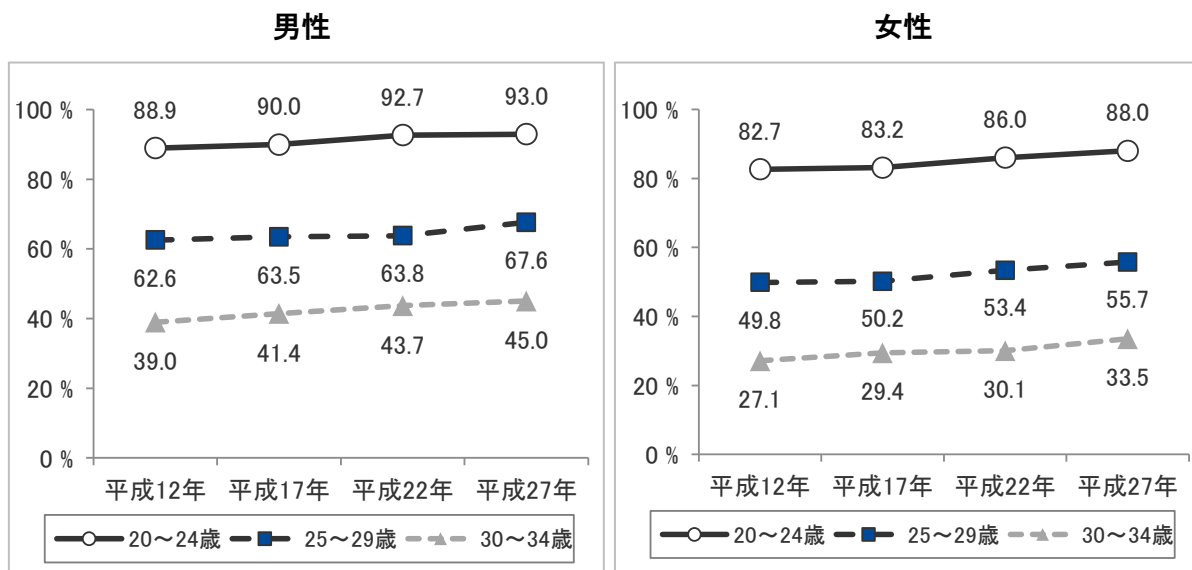
(4) 婚姻の状況

① 未婚率の推移

平成12年以降の年齢階級別未婚率、生涯未婚率は、男女とも増加しています。

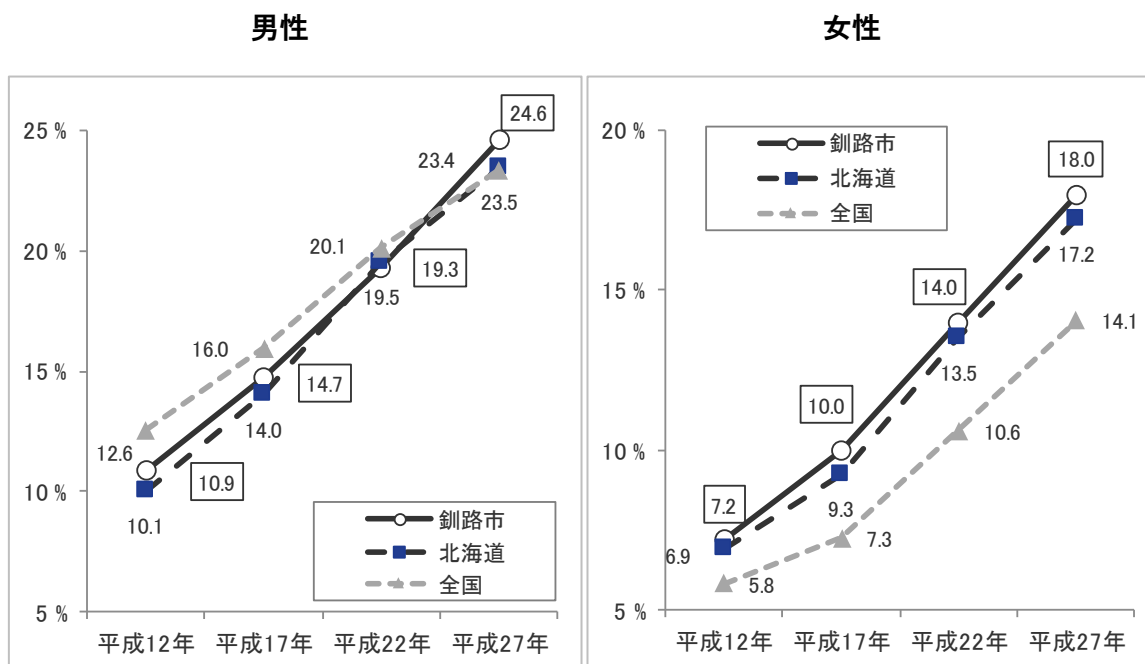
特に女性の生涯未婚率は、北海道及び全国の平均より高い水準で推移しており、平成27年には18.0%と、平成12年と比較すると10ポイント以上増加しています。

■ 年齢階級別未婚率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■ 生涯未婚率の推移



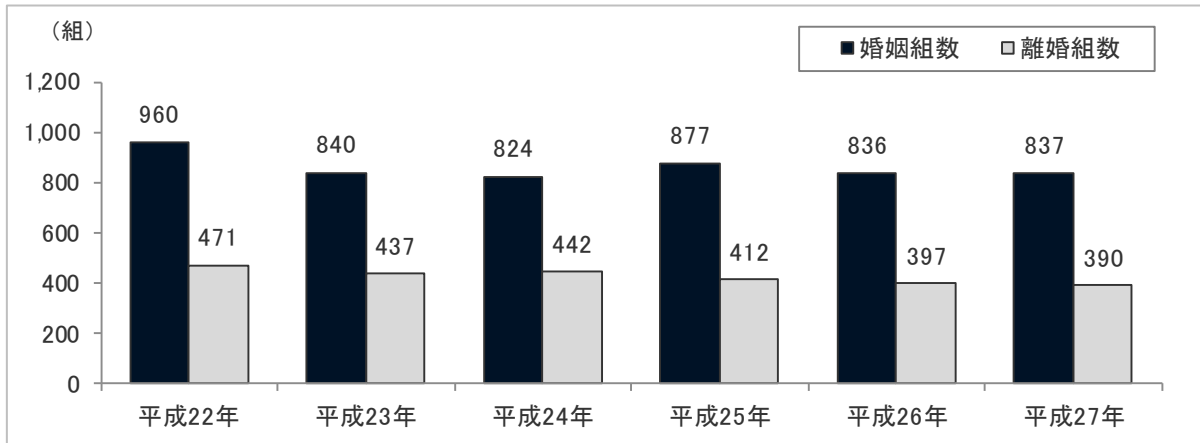
資料：国勢調査（各年10月1日）

② 婚姻組数・離婚組数、離婚率の推移

婚姻組数は、平成23年以降、800組台で推移しています。

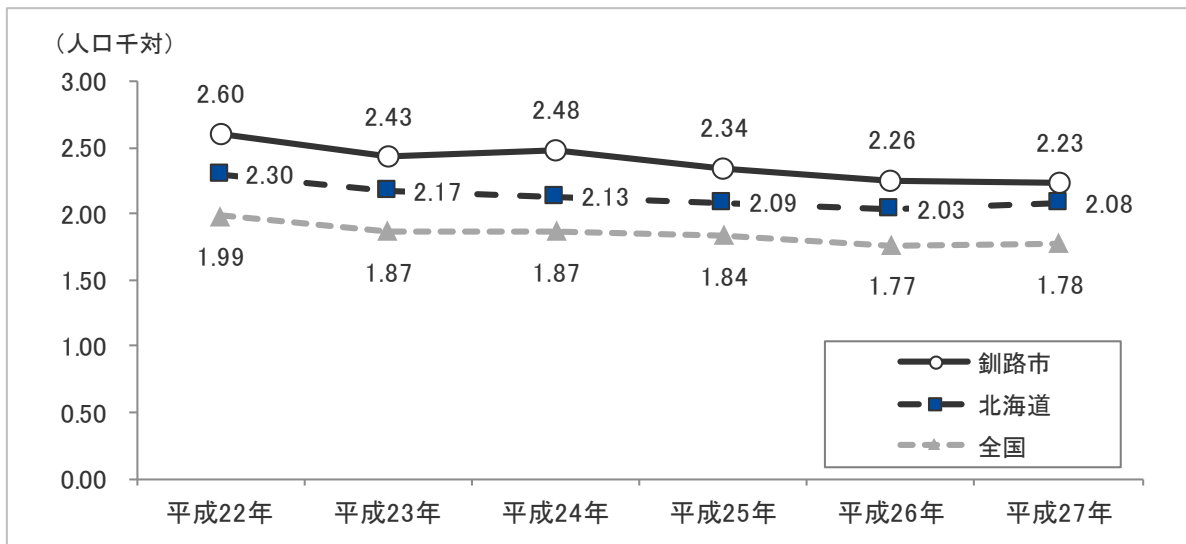
離婚組数は減少しており、離婚率についても、ほぼ横ばいから減少傾向で推移しているものの、北海道及び全国の平均より高い水準となっています。

■ 婚姻組数・離婚組数の推移



資料：釧路根室地域保健情報年報

■ 離婚率の推移



資料：釧路根室地域保健情報年報

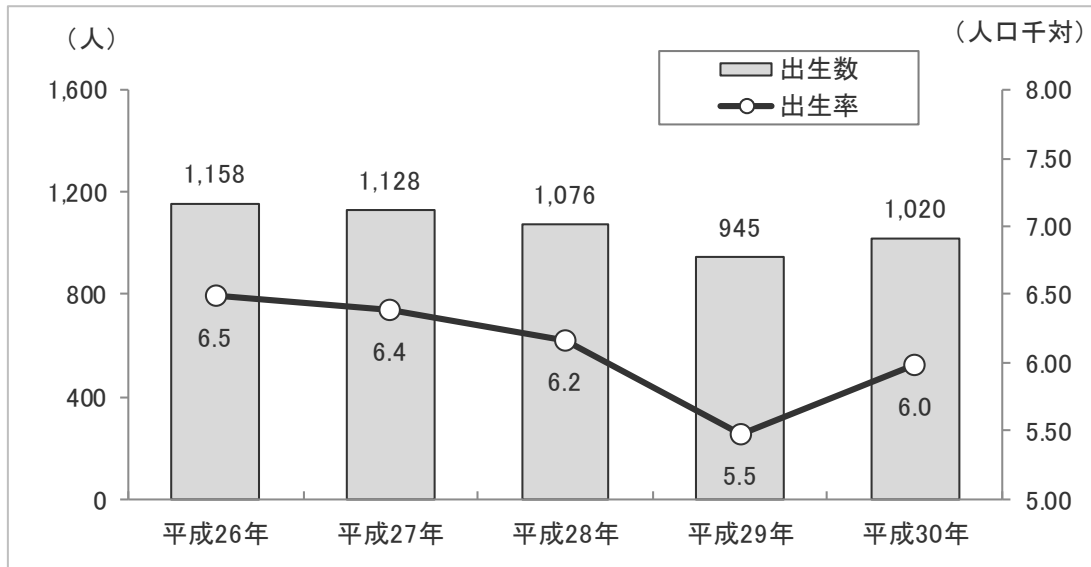
(5) 出生の動向

平成30年の出生数は、平成29年より75人増加し、1,020人となっているものの、減少傾向で推移しています。

出生率も同様に減少傾向で推移しており、平成30年は6.0‰となっています。

また、平成20～24年の合計特殊出生率（一人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数）は、1.35であり、平成15～19年と比較すると0.3増加して、北海道平均は上回っているものの、全国平均より低い水準となっています。

■ 出生数、出生率の推移



(注) 出生率算出の人口は各年12月末現在の住民基本台帳人口で算出

資料：釧路市戸籍住民課・各行政センター市民課「住民基本台帳」

■ 合計特殊出生率

	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年
釧路市	1.32	1.35
北海道	1.19	1.25
全国	1.31	1.38

資料：厚生労働省人口動態統計特殊報告

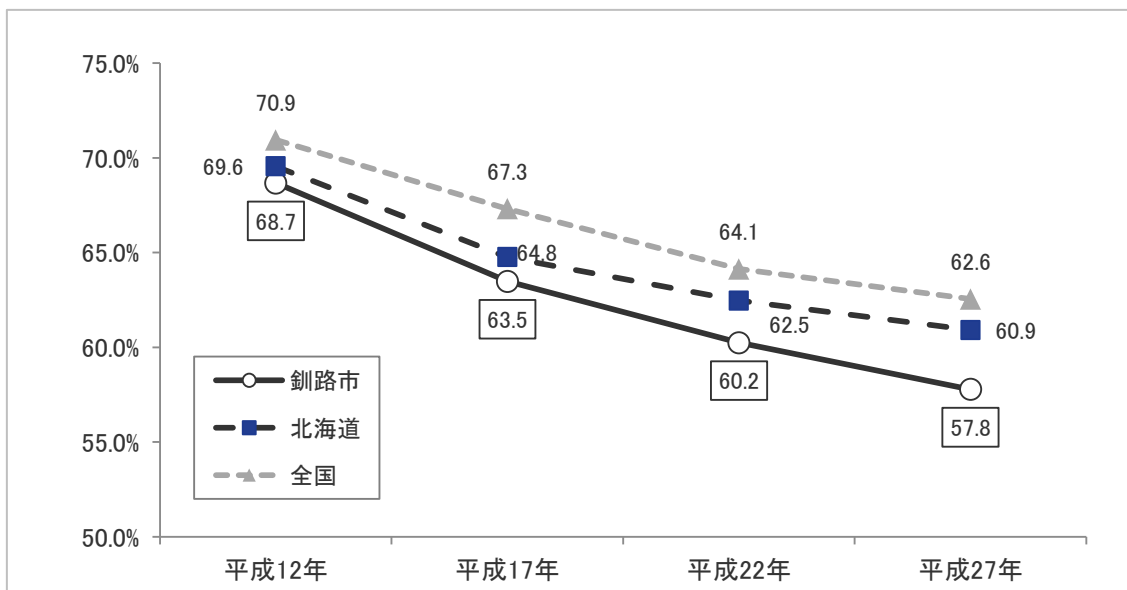
(6) 就労の状況

① 就業率の推移

平成12年以降の男性の就業率は、高齢化に伴い、北海道及び全国の平均と同様に減少しており、平成27年は57.8%と、平成12年に比べて10ポイント以上減少しています。

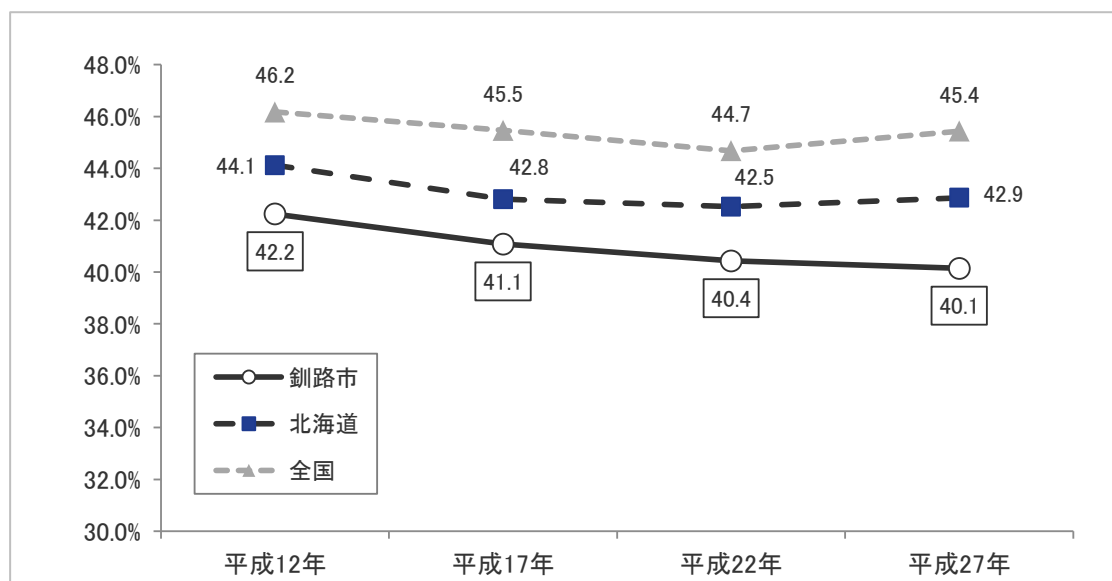
また、女性の就業率も若干ではあるものの減少傾向で推移しており、男女とも北海道及び全国の平均より低い水準で推移しています。

■ 男性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■ 女性の就業率の推移

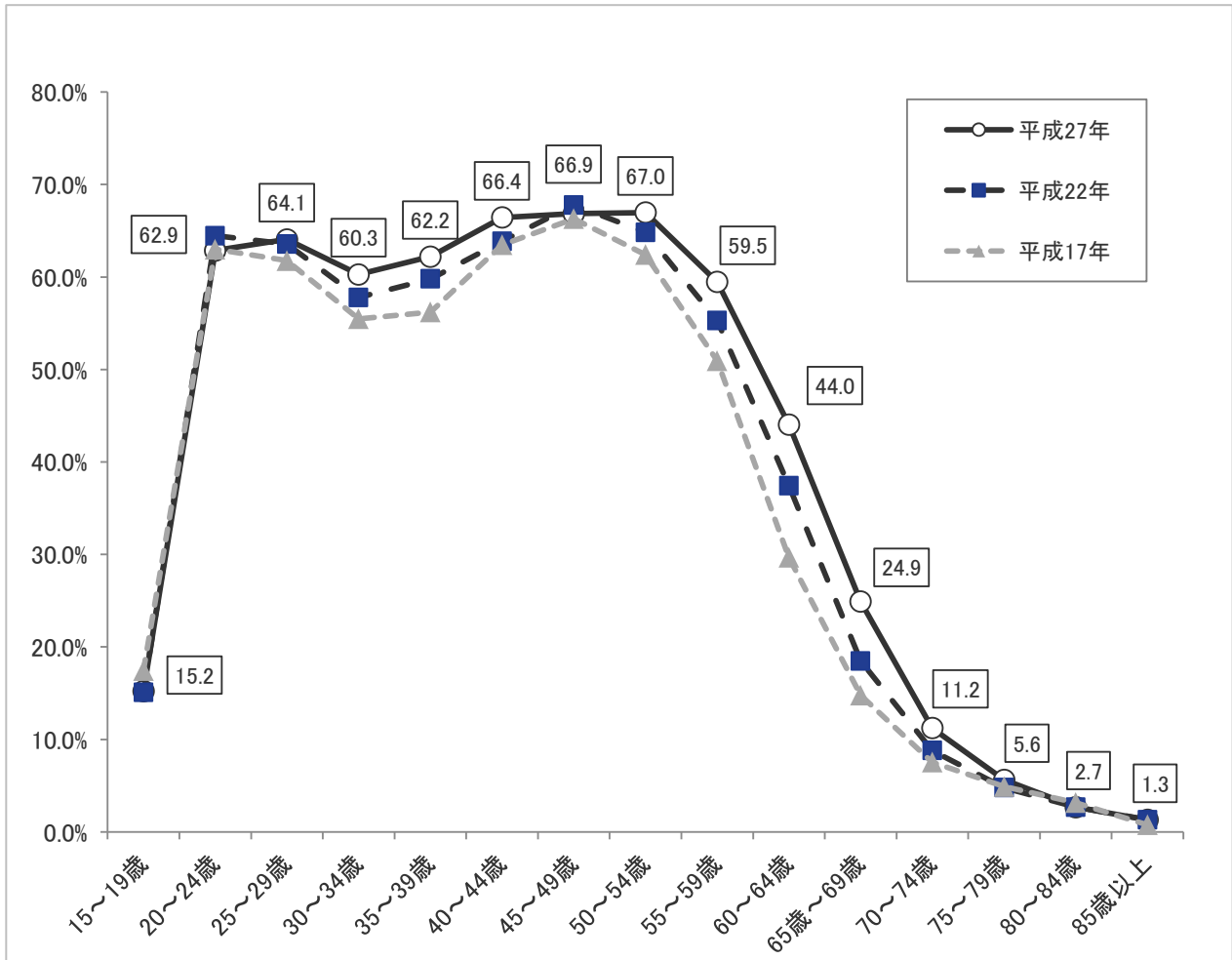


資料：国勢調査（各年10月1日）

② 女性の年齢階層別就業率

女性の年齢階層別就業率をみると、結婚・出産・子育て期に就業率は減少し、その後、子育てが終わった時期にかけて再び増加する、いわゆるM字カーブといわれる状況は、平成17年には顕著に表れていたものの、徐々にカーブが緩くなっています。

■ 女性の年齢階層別就業率の推移



(注) グラフ中のデータは平成27年のみ掲載

資料：国勢調査（各年10月1日）

2. 地域における子育て支援事業の利用状況

(1) 教育・保育施設等

① 幼稚園の設置状況、利用状況

平成30年度において本市に設置されている幼稚園は、公立3箇所、私立16箇所の計19箇所となっています。

認定こども園への移行等に伴い、幼稚園数は減少しており、在籍児童数も減少しています。

■ 幼稚園の設置数・定員数・在籍児童数

		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	公立	箇所	3	3	3	3	3
	私立	箇所	26	26	25	21	16
	計	箇所	29	29	28	24	19
定員数		人	3,800	3,975	3,820	3,390	2,130
在籍児童数		人	2,458	2,378	2,209	1,891	1,499
充足率		%	64.7	59.8	57.8	55.8	70.4

資料：釧路市

② 認可保育所の設置状況、利用状況

平成30年度において本市に設置されている認可保育所は、公立6箇所、私立13箇所の計19箇所となっています。

幼稚園と同様、認定こども園への移行等に伴い、認可保育所数は減少しており、在籍児童数も減少しています。

■ 認可保育所の設置数・定員数・在籍児童数

		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	公立	箇所	7	6	6	6	6
	私立	箇所	19	20	20	16	13
	計	箇所	26	26	26	22	19
定員数		人	1,855	1,830	1,830	1,540	1,330
在籍児童数		人	1,606	1,673	1,756	1,458	1,224
充足率		%	86.6	91.4	96.0	94.7	92.0

資料：釧路市

③ 認定こども園の設置状況、利用状況

認定こども園とは、幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持つ施設で、本市では、平成28年度に1箇所設置され、その後、認定こども園への移行推進に伴って設置箇所数を増やし、平成30年度において認定こども園は、いずれも私立の15箇所となっています。

在籍児童数も大幅に増加しており、幼保連携型、保育所型の充足率が高く、特に幼保連携型は100%を超えています。

■ 認定こども園の設置数・定員数・在籍児童数

		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数 (私立)	幼保連携型	箇所	1	2	3
	幼稚園型	箇所	0	4	7
	保育所型	箇所	0	3	5
	計	箇所	1	9	15
幼保連携型	定員数	人	100	190	265
	在籍児童数	人	93	200	278
	充足率	%	93.0	105.3	104.9
幼稚園型	定員数	人	—	200	565
	在籍児童数	人	—	153	473
	充足率	%	—	76.5	83.7
保育所型	定員数	人	—	200	350
	在籍児童数	人	—	192	349
	充足率	%	—	96.0	99.7
市全体	定員数	人	100	590	1,180
	在籍児童数	人	93	545	1,100
	充足率	%	93.0	92.4	93.2

資料：釧路市こども育成課統計資料（各年4月1日現在）

④ 地域型保育施設の設置状況、利用状況

地域型保育施設とは、子どもの成長を支援するために、0歳から2歳児までの子どもを認可保育所（原則20名以上）より少人数で預かる施設（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）です。

本市では、平成27年度に1箇所設置し、地域における多様な保育ニーズに対応する保育を提供するため、設置箇所数を増やしています。

平成30年度において、設置されている地域型保育施設は、いずれも私立の5箇所となっており、在籍児童数も増加しています。

■ 地域型保育施設の設置数・定員数・在籍児童数

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数(私立)	箇所	1	2	3	5
定員数	人	5	20	35	58
在籍児童数	人	6	11	26	48
充足率	%	120.0	55.0	74.3	82.8

資料：釧路市

⑤ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の設置状況、利用状況

放課後児童クラブは、放課後、就労等の理由で家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設です。

市内21箇所の児童館・児童センター内で実施する児童クラブのほか、新陽放課後児童クラブ、阿寒放課後児童クラブの計23箇所設置しています。

年間の延べ利用者数は、増加傾向で推移してきましたが、平成28年度をピークに若干減少しています。

■ 放課後児童クラブの設置状況、利用状況

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	箇所	23	23	23	23	23
年間利用者数	延べ人／年	221,665	253,784	262,621	254,648	231,396

資料：釧路市

(2) 地域子ども・子育て支援事業等

① 延長保育事業

延長保育事業については、現在26箇所で実施しています。

利用者数は800人から900人台で推移しており、平成30年度は849人となっています。

■ 延長保育事業の利用者数と実施箇所数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用者数	実人	890	928	831	849
実施箇所数	箇所	25	26	26	26

資料：釧路市

② 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブは、現在23箇所で実施しています。

利用者数は800人台で推移してきましたが、平成30年度は若干減少し、低学年（1～3年生）で674人、高学年（4～6年生）で119人の計793人となっています。

■ 放課後児童クラブの利用者数と実施箇所数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用者数	<低学年>	—	—	746	674
	<高学年>	—	—	124	119
	合計	862	897	870	793
実施箇所数	箇所	23	23	23	23

資料：釧路市

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、現在1箇所で実施しており、利用者数は増加傾向で推移しています。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用者数と実施箇所数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	延べ人／年	66	59	146	87
実施箇所	箇所	1	1	1	1

資料：釧路市

④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、現在7箇所を実施しています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用者数と実施箇所数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
月間延べ利用者数	延べ人／月	4,147	4,572	4,682	4,034
実施箇所	箇所	7	7	7	7

資料：釧路市

⑤ 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、現在23箇所で保護者の状況や地域の実情に応じて、預かり保育を行っています。

■ 一時預かり事業（幼稚園型）の利用者数と実施箇所数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	延べ人／年	95,603	94,422	90,625	91,175
実施箇所	箇所	25	25	25	23

資料：釧路市

⑥ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

幼稚園型を除く一時預かり事業は、平成30年度において、保育所等で実施している「一時預かり」を7箇所、「トワイライトステイ」を1箇所を実施しています。

このほか、「子育ての援助を受けたい方」（利用会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）が会員となって地域で助け合う有償の相互援助活動である「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」を実施しています。

利用者数は、減少傾向で推移しており、平成30年度の年間延べ利用者数は、1,819人となっています。

■ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の利用者数と実施箇所数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	延べ人／年	2,021	1,564	1,975	1,819
実施箇所	箇所	8	8	8	8

資料：釧路市

⑦ 病後児保育事業

病後児保育事業については、平成28年度から1箇所を実施しており、平成30年度の年間延べ利用者数は、55人となっています。

■ 病後児保育事業の利用者数と実施箇所数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	延べ人/年	0	67	32	55
実施箇所	箇所	0	1	1	1

資料：釧路市

⑧ ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）※就学児童対象

就学児を対象としたファミリー・サポート・センターの利用者数は、平成30年度の延べ利用者数は1,040人となっています。

■ ファミリー・サポート・センター（就学児対象）の利用者数と支援会員数

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用者数	<低学年>	延べ人/年	728	712	753	703
	<高学年>	延べ人/年	151	289	419	337
	合計	延べ人/年	879	1,001	1,172	1,040
支援会員数		人	292	312	319	326

資料：釧路市

⑨ 妊婦健康診査

妊婦健康診査では、医療機関等への委託により健診体制の確保に努めています。定期的な健診において、健康状態の把握、身体計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

平成30年度の年間妊婦健康診査受診回数は11,818回となっています。

■ 妊婦健康診査の年間妊婦健診受診回数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間妊婦健診受診回数	延べ回/年	12,992	11,960	11,125	11,818

資料：釧路市

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意した適切な指導を行うとともに、母の心身の状況や養育環境を把握し、子育て支援に関する情報提供や支援が必要な家庭には、適切なサービスに結びつけていきます。

平成30年度は731世帯となっています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の実施件数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実施件数	実世帯	920	787	689	730

資料：釧路市

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■ 養育支援訪問事業の実施件数

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実施件数	実世帯	383	466	435	464

資料：釧路市

(3) 子育て支援施設等の整備状況

① 地域子育て支援拠点センター等

保育士などの専任の職員を配置し、子育て家庭の育児不安等について相談や助言、子育てに関する情報提供、子育てサークルの育成・支援を行うことにより、地域全体で子育て支援を行っています。

平成28年7月から釧路市中部子育て支援拠点センターサテライト（支援センター）を開設し、利用者の利便性改善を図っています。

支援拠点センター	
支援拠点センター	釧路市東部子育て支援拠点センター
	釧路市中部子育て支援拠点センター
	釧路市西部子育て支援拠点センター
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・ 子育て等に関する相談、援助の実施 ・ 地域の子育て関連情報の提供 ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ・ 子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援 ・ 地域支援活動の実施

支援センター（小規模）	
支援センター （小規模）	認定こども園釧路はるとり保育園子育て支援センター （運営：社会福祉法人釧路若草会）
	釧路風の子認定こども園子育て支援センター （運営：社会福祉法人釧路まりも学園）
	釧路市中部子育て支援拠点センターサテライト （運営：社会福祉法人釧路愛育協会）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児不安等についての相談指導 ・ 子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援 ・ 地域の保育資源の情報提供等

親子つどいの広場	
つどいの広場	親子つどいの広場 （昭和中央児童センター内）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て親子の交流及び集いの場の提供 ・ 子育てに関する相談及び援助 ・ 地域の子育て関連情報の提供 ・ 子育て及び子育て支援に関する講習会の実施

② 児童発達支援センター

専門職員を配置し、就学前のお子さんの心身に関する相談に応じたり、発達の遅れや障がいのあるお子さんへの療育と支援を行っています。

■ 児童発達支援センターの概要

名称	事業概要
地域支援相談室	運動やことば、コミュニケーション等の発達相談、個別指導、保育所等訪問支援、障がい児相談支援等の地域支援を行っています。
野のはな園	障がいのあるお子さんに対し、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応のための支援など、通園による児童発達支援を行っています。

③ 児童館・児童センター

18歳未満の子どもを対象に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、児童館・児童センターを市内21箇所に設置しています。

■ 児童館の設置状況、利用状況

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	箇所	21	21	21	21	21
年間延べ利用者数	延べ人／年	295,171	322,084	326,944	314,087	286,587

資料：釧路市

④ 阿寒町子ども交流広場

保護者が就労等により昼間家庭にいない身辺自立ができ集団活動が可能な未就学児（園児）に対する安全な遊び場の提供と未就園児とその保護者に対する交流の場を提供するため、阿寒幼稚園内空き教室を利用して子ども交流広場を開設しています。

⑤ 阿寒湖温泉子供交流館

児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域組織活動の育成助長に資するため、子供交流館をマリモ幼稚園に併設しています。

⑥ 音別町放課後子ども広場

放課後の子どもたちを健やかに育てることができるよう遊びの場を提供するとともに、日中留守家庭となる児童も安全に過ごせる適切な場を確保することを目的として、小学校1年生から6年生までの身辺自立ができ集団活動が可能な児童を対象に、音別町ふれあい図書館内に音別町放課後子ども広場を開設しています。

⑦ 放課後チャレンジ教室（放課後子ども教室）

児童の安全・安心な居場所づくりを目的とし、近隣に児童館がない興津小学校において放課後チャレンジ教室を開設しています。

単なる居場所づくりにとどまらず、文化学習やスポーツなど高い水準の活動内容となっており、地域の方々の参画を得ながら、小学校1年生から6年生の異学年交流を促す環境づくりを実施しています。

3. 子ども・子育て支援施策の取組状況

平成27年度からの「次世代育成支援対策」については、「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、子ども・子育て支援施策を推進しています。

施策・事業の進捗状況については、毎年度、担当課による個別施策・事業の点検・評価を行い、その結果を公表しています。

(1) 施策・事業の進捗状況

平成30年度の取組結果は、計画で掲げた全170施策・事業のうち（再掲施策を除く。）、「実績が基準値（近年の状況）と比べ、おおむね又はそれ以上に達成・進捗したもの（進捗状況「A評価」又は「B評価」）」が計146件で、その割合は85.9%と、施策・事業の進捗状況の面からみると、一部に課題を残すものの、おおむね計画どおりの状況にあります。

■ 施策・事業の進捗状況

評価区分	平成30年度取組結果		平成29年度取組結果		平成30年度－平成29年度
	件数	割合	件数	割合	件数
A評価	113	66.5%	101	59.4%	12
B評価	33	19.4%	52	30.6%	△ 19
C評価	15	8.8%	11	6.5%	4
D評価	9	5.3%	6	3.5%	3
総数	170	100.0%	170	100.0%	0

(注)基本目標間で重複する施策を除く。

■ 評価区分について

A評価:実績が基準値(近年の状況)と比べ横ばい、又は、それ以上に達成・進捗したもの
B評価:実績が基準値(近年の状況)と比べおおむね(80%以上)達成・進捗したもの
C評価:実績が基準値(近年の状況)と比べ一定程度(50%以上)達成・進捗したもの
D評価:実績が基準値(近年の状況)と比べC評価未満(50%未満)、又は未実施・進捗しなかったもの

(2) 基本目標別の進捗状況

次世代育成支援対策推進法に係る子育て支援施策は、8つの「基本目標」と、その実現に向けた「施策の方向性」を定めるとともに、「施策の方向性」に応じた具体的な「施策・事業」を展開することで、基本理念の実現を図る体系となっています。

8つの基本目標に紐づく施策（再掲を含めた計233施策）の進捗状況は以下のとおりです。ほとんどの基本目標において「A評価」又は「B評価」の占める割合が8割を超えており、目標の達成に向けて計画どおり取り組んでいる状況ですが、「7 子ども等の安全の確保」については、「A評価」又は「B評価」の占める割合が71.4%と、唯一、進捗状況が8割を下回っています。

また、平成29年度と比較すると、「C評価」及び「D評価」の増加がみられましたが、単に進捗が遅れているわけではなく、計画期間内に事業が終了したものや、他の事業との統廃合により「D評価」になったものも含まれていることから、各施策・事業の内容については、改めて見直していくとともに、今後も引き続き全般的に施策・事業の充実を推進していきます。

■ 施策・事業の進捗状況

基本目標 - 施策の方向性	評価区分	平成30年度評価		平成29年度評価	
		総数	評価	総数	評価
1 地域における子育ての支援 ①地域における子育て支援サービスの充実 ②保育サービスの充実 ③子育て支援のネットワークづくり ④子どもの健全育成 ⑤地域における人材養成 ⑥保育所等の園舎開放	A評価	58	38 (65.5%)	58	35 (60.3%)
	B評価		11 (19.0%)		14 (24.1%)
	C評価		6 (10.3%)		6 (10.3%)
	D評価		3 (5.2%)		3 (5.2%)
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 ②「食育」の推進 ③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ④子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり ⑤小児医療の充実	A評価	32	21 (65.6%)	32	14 (43.8%)
	B評価		7 (21.9%)		13 (40.6%)
	C評価		2 (6.3%)		2 (6.3%)
	D評価		2 (6.3%)		3 (9.4%)
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ①次代の親の育成 ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ③家庭や地域の教育力の向上 ④子どもを取り巻く有害環境対策の推進	A評価	38	24 (63.2%)	38	25 (65.8%)
	B評価		7 (18.4%)		9 (23.7%)
	C評価		6 (15.8%)		4 (10.5%)
	D評価		1 (2.6%)		0 (0.0%)
4 子育てを支援する生活環境の整備 ①良質な住宅の確保 ②良好な居住環境の確保 ③安全な道路交通環境の整備 ④安心して外出できる環境の整備 ⑤安全・安心まちづくりの推進等	A評価	9	7 (77.8%)	9	7 (77.8%)
	B評価		1 (11.1%)		1 (11.1%)
	C評価		0 (0.0%)		0 (0.0%)
	D評価		1 (11.1%)		1 (11.1%)
5 職業生活と家庭生活との両立の推進等 ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ②仕事と子育ての両立の推進等	A評価	11	10 (90.9%)	11	10 (90.9%)
	B評価		1 (9.1%)		1 (9.1%)
	C評価		0 (0.0%)		0 (0.0%)
	D評価		0 (0.0%)		0 (0.0%)
6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進 ①結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	A評価	42	31 (73.8%)	42	27 (64.3%)
	B評価		8 (19.0%)		14 (33.3%)
	C評価		3 (7.1%)		1 (2.4%)
	D評価		0 (0.0%)		0 (0.0%)
7 子ども等の安全の確保 ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ③被害に遭った子どもの保護の推進	A評価	7	1 (14.3%)	7	1 (14.3%)
	B評価		4 (57.1%)		5 (71.4%)
	C評価		2 (28.6%)		1 (14.3%)
	D評価		0 (0.0%)		0 (0.0%)
8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 ①児童虐待防止対策の充実 ②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ③障がい児支援とその家庭への支援	A評価	36	26 (72.2%)	36	22 (61.1%)
	B評価		6 (16.7%)		13 (36.1%)
	C評価		1 (2.8%)		0 (0.0%)
	D評価		3 (8.3%)		1 (2.8%)
計画全体	A評価	233	158 (67.8%)	233	141 (60.5%)
	B評価		45 (19.3%)		70 (30.0%)
	C評価		20 (8.6%)		14 (6.0%)
	D評価		10 (4.3%)		8 (3.4%)

(注)基本目標間で重複する施策・事業を含む。

4. ニーズ調査結果からみた子ども・子育て支援ニーズ

(1) 子どもと家族の状況や子育て環境

- 同居家族については、多くが両親と同居している家族であり、子育てに関わっているのは、父母が中心となっています。また、日常的に祖父母等の親族にみてもらえる保護者も多くおり、多くの方が子育てをする上での相談先・場所があるとしています。
- 一方で、ひとり親家庭では、日頃子どもをみてもらえる親戚・知人が「いずれもない」という回答は1割強～2割弱、子育てをする上で「相談できる人・場所はない」との回答は1割未満となっています。
- また、「子育てをする中で、不安に思っていること、困っていること」の設問では、「しつけ・育児方法・接し方」が約4割～約6割で最も多くなっています。
- 「釧路市の地域の環境や子育て支援策として特に期待すること」の設問では、「子育てに関する経済的支援の充実」に次いで、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」が約4割～約5割で多くなっています。

核家族化という現状はあるものの、多くは祖父母の関わりや相談先がある一方で、子育てをする上での相談先・場所がない人も一定数みられ、「子育てをする中で、不安に思っていること、困っていること」では、「しつけ・育児方法・接し方」が約4割～約6割で最も多いなど、相談先・場所がない人の相談体制の充実を図っていくことの必要性がうかがえます。

また、自由意見では「経済的環境」に関する意見に次いで「子どもの遊び・体験の場や機会の充実」についての意見が多く、屋内で遊べる施設の整備や充実、公園の整備・充実について検討を進めていく必要性がうかがえます。

(2) 保護者の就労状況、子育て支援サービスの現状と今後の利用希望

- 母親の就労状況をみると0-2歳では「以前は就労していたが現在はしていない」が約4割で最も多くなっていますが、3歳以上では「就労中／パート・アルバイト等」が3割強～4割強で最も多く、次いで「就労中／フルタイム」が約3割となっており、年齢区分があがるに従い、就労している割合が多くなっています。
- また、母親の就労状況を5年前の調査結果と比較すると、0-5歳、6-11歳とも大きな違いはみられないものの、全体的に“就労中”の割合が若干増加しています。
- 現在就労していない母親については、5歳以下では「1年より先で子どもの成長後に就労したい」が5割弱～5割強で最も多くなっています。6歳以上では「子育てや家事などに専念したい」が約4割で最も多くなっている一方、5歳以下に比べ、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が約3割と多くなっています。

- 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、3-5歳は、「幼稚園」が4割台半ばで最も多く、次いで「認可保育所」が2割台半ば、「認定こども園」が2割強となっています。0-2歳は「利用していない、利用したことがない」が約4割で最も多くなっており、次いで「認可保育所」が約2割、「認定こども園」が1割台半ばとなっています。
- 定期的に利用している教育・保育の事業と今後利用したい教育・保育の事業を比較すると、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」「認定こども園」「一時預かり事業」「ファミリー・サポート・センター」で利用したい割合が増加しています。
- なお、利用している（利用したことがある）中での問題・課題については、「料金」が約3割～4割台半ばで最も多くなっています。
- 土曜日、日曜日・祝日の利用希望では、日曜日・祝日は、「利用する必要はない」が7割強で最も多くなっていますが、土曜日は“利用したい”（「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」の合計）が4割台半ばで、日曜日・祝日に比べて利用希望が多くなっています。
- また、幼稚園利用者の長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、“利用したい”（「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい（利用したかった）」と「休みの期間中、週に数日利用したい（利用したかった）」が5割台半ば～6割台半ばとなっています。
- 病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処方法については、「母親が仕事を休んだ」が4割強～6割弱、「親族・知人に子どもをみてもらった」が約2割～3割強で多くなっているほか、9-11歳では「仕方なく子どもだけで留守番させた」が1割台半ばとなっています。
- また、子どもが病気などで普段利用している教育・保育事業が利用できない場合等における、病児・病後児のための保育施設の利用希望者の割合は、現在フルタイム就労している母親の約3割、パート・アルバイト就労している母親の約2割と、一定数の利用希望がみられます。
- 不定期の教育・保育事業の利用有無については、3-5歳以外では「利用していない」が7割台半ば～9割弱で、多くの回答者が不定期の一時預かり等を利用していない状況となっています。
- 一方で、私用、通院、不定期就労等での不定期の教育・保育事業の利用希望を母親の就労状況別にみると、すべての区分で「利用したい」が約4割と、就労形態や未就労に限らず利用希望がみられます。
- なお、「利用したい」と回答した人の利用目的については、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が約5割～約6割、「私用、リフレッシュ目的」が4割台半ば～6割強で多くなっています。

- 地域の子育て支援拠点事業の利用状況は、「利用していない」が7割弱～約9割と最も多くなっていますが、0-2歳の「子育て支援センター」の今後の利用意向では、2割台半ばが“利用したい”（「今後利用日数を増やしたい」と「今後利用したい」の合計）と回答しており、さらに子どもが「一人」の場合、約3割が“利用したい”と回答しています。
- 釧路市の子育て支援に関する事業の満足度やその理由については、利用した人の満足度では、年齢区分が低くなるほど、各事業について「満足」と回答する割合が多く、今後の希望でも年齢区分が低くなるにつれて「利用したい」の割合が多くなる傾向がみられます。
- 利用していない人の各事業の認知度については、「養育支援訪問事業」「子育て支援の情報提供」で、「知らなかった」の割合が特に多くなっています。

- 放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについては、6歳以上では、「自宅」が8割弱～8割台半ばで最も多く、次いで「習い事」が5割弱～約5割、「同好会・少年団など」が約3割～約4割となっています。また、5歳以下では、「自宅」が約6割で最も多く、次いで「習い事」「放課後児童クラブ」が約4割～4割台半ばとなっています。
- このうち、放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望をみると、「1～6年生において利用したい」は、平日では3割強～約4割、土曜日は1割台半ば～約2割と小学校高学年（4～6年生）における利用希望もみられます。
- また、開設していない日曜日・祝日の利用希望は1割弱～2割強、長期休暇期間中は約5割～9割台半ばとなっています。

共働き世帯の増加や就労意向をもつ母親が増加している状況から、平日、土曜日、日曜日・祝日、長期休暇期間中に限らず、定期的な教育・保育事業、放課後児童健全育成事業の受け皿の拡大を検討していく必要性がうかがえます。

また、病児・病後児のための保育施設や、私用、通院、不定期就労等での不規則の教育・保育事業も一定数の利用希望がみられることから、病児・病後児保育事業、一時預かり事業を充実していく必要性がうかがえます。

さらに、「子育て支援の情報提供」についての認知度が低く、「利用者支援事業」の利用意向が高いことから、将来的な利用率を高めるためにも保護者に対してわかりやすく身近なところで情報を得る工夫などの必要性がうかがえます。

(3) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

- 育児休業の取得状況をみると、母親では「取得した（取得中である）」が3割強であるのに対し、父親では「取得していない」が8割台半ばを占め、父親のほとんどは育児休業を取得していない結果となっています。
- 育児休業を希望していた取得期間と実際の取得期間の比較において、実現した割合は、「子どもが2歳になる前まで」が5割台半ば「子どもが3歳になる前まで」は約1割、「子どもが3歳以上」は1割強となっており、希望取得期間が長い場合、実際に取得できる人の割合は少なくなっています。
- 育児休業から職場復帰した際の実際と希望が異なる母親の、希望より早く職場復帰した理由については「職場の都合」が4割台半ばで最も多く、次いで「経済的な理由」が4割弱となっています。
- 母親が職場復帰時において短時間勤務制度を利用した（する）割合は4割弱となっており、職場復帰時に短時間勤務制度を利用しない理由をみると、「給与が減額され経済的に苦しくなる」が3割台半ばと最も多く、次いで「取りにくい雰囲気があった」が3割強、「仕事が忙しかった」が約3割となっており、経済的理由と職場の子育て支援環境とによるものが多くなっています。
- 「釧路市の地域の環境や子育て支援策として特に期待すること」の設問においても、「職場環境整備に向けた事業所等への働きかけ」が4割弱～4割台半ばとなっています。

働きながら子育てをする世帯のニーズにいかに対応するかがますます重要となるとともに、教育・保育サービスの量的・質的対応だけではなく、企業等において、子育てをする人が気兼ねなく育児休業等を取得できるよう、制度利用の周知や職場の理解を図る必要性がうかがえます。

また、育児休業からの職場復帰については、現状では希望の時期に復帰できない人も見られることから、低年齢児の保育受入体制の整備とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進の必要性がうかがえます。

(4) 子育てと経済的環境

- 「理想とする子どもの人数の実現は難しい」は2割台半ば～3割強となっており、「理想とする子どもの人数の実現が難しい理由」については、「経済的に厳しい」が4割台半ば～約7割、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が約5割～5割台半ばと多く、特に0-2歳で多くなっています。
- また、「子育てをする中で不安に思っていること、困っていること」「子育てに関する不安や悩みを解消するために重要だと思うこと」のいずれも、「経済的な理由」が大きな要因となっています。
- 教育・保育サービスを利用している（利用したことがある）中での課題として、「料金」が約3割～4割台半ばで最も多くなっており、最も気になった課題からも、教育・保育に係る料金に対する意見が多くなっています。
- なお、教育・保育サービスを利用していない・利用したことがない人の理由において、「経済的な理由で事業を利用できない」とする家庭も少数みられます。
- 世帯構成別の世帯年収をみると、核家族世帯、三世帯家族世帯では「500万円以上700万円未満」が3割弱～約3割で最も多くなっている一方、ひとり親世帯では「100万円以上200万円未満」が2割台半ばで最も多く、次いで「200万円以上300万円未満」となっています。
- また、「子育てする中で不安に思っていること・困っていること」については、特にひとり親世帯で「経済的な面」が5割台半ばと多くなっています。
- 「釧路市の地域の環境や子育て支援策として特に期待すること」の設問では、「子育てに関する経済的支援の充実」が4割台半ば～約6割が多くなっています。

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施されていますが、ひとり親世帯をはじめ、多くの子育て世帯は経済的な負担や不安を抱えており、教育・保育にかかる料金等を含めたサービス利用における負担軽減等の必要性がうかがえます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

生まれる喜び、はぐくむ喜び、寄り添う喜び

－ それぞれの笑顔が輝くまち・釧路 －

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の活力ある社会の担い手の育成にもつながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本市では、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭、社会環境の変化の中で子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援を安定的に提供していくため、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

一方で、望ましい子育て環境は、単に保育サービスや子育て支援メニューを充実したり、子育て家庭への経済的支援を行うだけで実現できるものではなく、「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援することが重要です。

そのため、行政は、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させるとともに、家庭を中心に、認可保育所・幼稚園・認定こども園、学校、地域、企業その他、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に密接に連携しながら、それぞれの役割を十分に果たしていけるよう働きかけていく必要があります。よう

そして、子育て世代と子どもたちが、このまちで明るい未来を築くことができるよう、こうした取組の積み重ねによって、すべての市民が子育てを支援する担い手として支えていくことができるまちづくりを目指します。

2. 計画推進のための基本的視点

基本理念の実現に向け、次の基本的視点に立ち、子ども・子育て事業分野における施策の推進を図ります。

基本的視点1：子どもを支える視点

子どもの乳児期、幼児期、学童期といった発達段階に応じた育ちの状況や一人ひとりの個性を踏まえ、個々の発達段階に合わせた適切で質の高い子育て支援サービスを確保し、すべての子どもが健やかに成長できる社会、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

基本的視点2：親を支える視点

核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化している中、子育てに関わるライフステージの各場面において様々な支援が求められています。誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない子育て支援を行い、親の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親として成長し、子育てや子どもの成長による喜びや生きがいを感じることを目指します。

基本的視点3：配慮を必要とする子どもと家庭を支える視点

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況や、地域コミュニティの希薄化による子育ての孤立など、社会的支援の必要性が高い子どもや家庭を支えることが必要です。

そのためには、社会的支援の必要な子どもや家庭を確実に把握し、自立支援の観点も踏まえた適切な支援に結びつける、子どもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

基本的視点4：社会全体で支える視点

保護者が、子育てについて責任を有していることを前提としつつ、市が子ども・子育て支援を量・質ともに充実させるとともに、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取組、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心を深め、それぞれの役割を果たすことができる社会を目指します。

また、育児休業及び短時間勤務の取得など、子育て支援に係る職場環境づくりを促進し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることができる社会を目指します。

3. 基本目標と施策体系

基本的視点のもと、基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

施策体系については、計画の基本目標を実現するために、これまでの施策・事業の取組や子育て支援ニーズ等を踏まえ、施策の追加や強化・充実を行うことで、計画を推進していきます。

基本目標1

子育て家庭を支援するための環境づくり

すべての子育て家庭が喜びや生きがいを感じながら、楽しんで子育てをし、子どもたちが身近な地域でいきいきと暮らせるよう、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てを地域で支える環境づくりに向けた関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくりを推進します。

また、男女がともに仕事と家庭での生活を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進に向けて、事業者や地域住民への広報・啓発に取り組みます。

■施策の方向性

- (1) 教育・保育サービスの充実
- (2) 地域における子育て支援の充実
- (3) 子育て支援ネットワークの構築
- (4) 働きながら子育てしやすい環境の充実

基本目標 2

健やかに生み育てられる環境づくり

健やかな妊娠・出産を支援するとともに、安心して子育てができるよう乳幼児健診等の場を活用した親への相談指導の充実や小児医療体制の維持を図ります。

また、思春期特有の体や心の問題について正しい知識の啓発・指導等を実施していくとともに、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

■施策の方向性

- (1) 安全・安心な母子保健医療等の充実
- (2) 「食育」の推進
- (3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (4) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

基本目標 3

子どもの成長を支える環境づくり

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育てていくために、様々な学習の機会や日常の遊び、自然体験・社会体験などの体験をする中、様々な人々と交わり・ふれあうことで、自ら学び、考え、行動できるように、「生きる力」を育む教育環境の充実に取組めます。

また、子育てを行っている親とともに、これから親になっていく若い世代が、家族や家庭の大切さ、子どもを産み育てることの意義を理解できる環境づくりを進めるなど、家庭や地域の教育力の向上を目指した取り組みを推進します。

■施策の方向性

- (1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
- (2) 子どもの健全育成の推進
- (3) 家庭や地域の教育力の向上

基本目標 4

子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

子どもや子育て中の家庭が、地域で安心して快適に暮らせるよう、生活環境の整備・改善に努めるとともに、地域住民との協働のもとで、子どもを交通事故や犯罪から守り、健康やかに育つことのできるような安全・安心な環境づくりを進めます。

■施策の方向性

- (1) 安心して子育てできる生活環境の整備
- (2) 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守る活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもへの支援の推進

基本目標 5

配慮を要する子どもと家庭を支える環境づくり

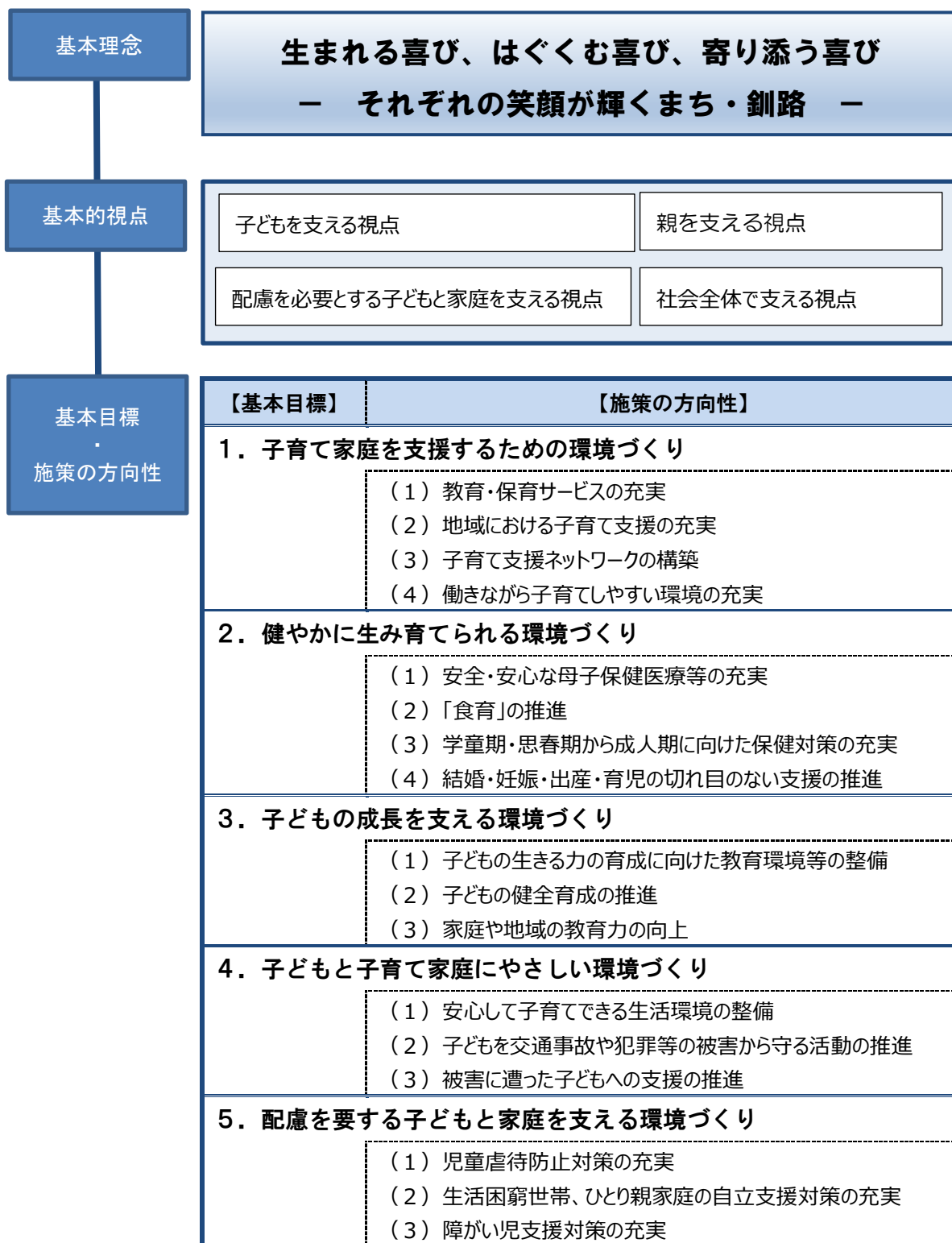
子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待などの問題に対して、早期に発見し適切な対応がとれるように、様々な関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭などの自立支援の推進、障がいのある子どもと家庭への支援、生活困窮世帯の子どもに対する支援など、子どもの健全な育成が保障される支援体制の充実を努めます。

■施策の方向性

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 生活困窮世帯、ひとり親家庭の自立支援対策の充実
- (3) 障がい児支援対策の充実

■施策体系



第4章 施策の展開

1. 子育て家庭を支援するための環境づくり

(1) 教育・保育サービスの充実

教育・保育サービスについて、利用者の生活実態及び意向を踏まえてサービス提供体制の確保と質の高いサービスの充実を図ります。特に幼児期の教育・保育の一体的提供の実現に向けて、認定こども園への移行や保幼小連携の取組、特定教育・保育施設への移行を推進します。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
1	通常保育事業の推進	入所定員：1,990人 受入可能数：2,388人	入所定員：1,958人 受入可能数：2,349人	こども育成課
2	延長保育事業の推進	実施園：28園	実施園：28園	こども育成課
3	休日保育事業の推進	実施園：2園 定員数：30人	実施園：2園	こども育成課
4	夜間保育事業の推進	実施園：1園 定員数：30人	実施園：1園	こども育成課
5	保育所の整備	第1福ちゃん保育園増改築 認定こども園はるとり保育園増改築	継続実施	こども育成課
6	乳児保育事業の推進	実施園：29園	実施園：29園	こども育成課
7	保育所職員に対する研修の推進	釧路市保育研修会：1回 291人参加	年1回実施	こども育成課
8	障がい児保育事業の推進	実施園：11園 受入実数：34人	実施園：11園	こども育成課
9	病児保育事業の実施	実施園：1園	実施園：1園	こども育成課
10	認定こども園の普及推進	情報提供実施 認定こども園への移行数：6園	継続実施	こども育成課
11	認可保育所、幼稚園、認定こども園と小学校の連携	小学校へのなだらかな接続のための連携 (園児の小学校見学・引継ぎシートの活用)	継続実施	こども育成課 学校教育課 教育支援課

(2) 地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭への支援を行うため、きめ細やかな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するとともに、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供に努めます。

また、保育所等の園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進します。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
12	乳幼児訪問指導の実施	訪問数：延べ1,428人	継続実施	健康推進課
13	ファミリーサポート・センター事業の推進	実施箇所：1箇所 3月末登録会員数：1,226人 ひとり親家庭の優先利用	実施箇所：1箇所	こども育成課
14	就学援助費の支給	支給人員：2,513人	継続実施	学校教育課
15	児童館の運営	21館	21館	こども育成課
16	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の推進	ショートステイ：27件/87日 トワイライトステイ：13件/21日	継続実施	こども支援課
17	一時預かり事業の推進	実施園：7園 総定員数：96人	実施園：7園	こども育成課
18	つどいの広場事業の推進	4,449人	継続実施	こども育成課
19	家庭児童相談等の充実	家庭児童相談：463件 母子相談：1,721件 父子相談：112件	継続実施	こども支援課
20	地域子育て支援拠点事業の推進	実施箇所：6箇所	実施箇所：6箇所	こども育成課
21	認可保育所、幼稚園、認定こども園における地域交流の推進	町内会、老人クラブ等との交流	継続実施	こども育成課
22	子育て家庭支援ガイドブックの作成	ガイドブック発行：2,000部	継続実施	こども支援課
23	利用者支援事業の実施	なし（令和元年度より実施）	実施箇所：3箇所	こども育成課
24	保育所の園開放の推進	週1回実施	週1回実施	こども育成課
25	阿寒幼稚園、マリモ幼稚園開放事業の実施	阿寒幼稚園：9回/66人 マリモ幼稚園：6回/52人	継続実施	阿寒保健福祉課

(3) 子育て支援ネットワークの構築

子育て家庭に対して、きめ細かな子ども・子育て支援サービスや保育サービスを提供することと併せて、地域における子育て支援ネットワークの形成を促進し、各種の子ども・子育て支援が、利用者に十分認知されるよう、多様な情報提供に努めます。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域で活動する子育てに関わるボランティア（せわずき・せわやき隊等）への参加促進や、子ども会活動への必要な支援を行い、地域における子育て支援の担い手となる人材の確保、活用を図ります。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成 30 年度実績	令和 6 年度 目標	担当課
(13)	ファミリー・サポート・センター事業の推進	実施箇所：1 箇所 3 月末登録会員数：1,226 人 ひとり親家庭の優先利用	実施箇所：1 箇所	こども育成課
(22)	子育て家庭支援ガイドブックの作成	ガイドブック発行：2,000 部	継続実施	こども支援課
26	釧路市地域子育て力推進事業の実施（せわずき・せわやき隊）	子ども虐待防止講演会参加 代表者会議実施 オレンジリボン運動（オレンジリボン作成・オレンジリボン入りティッシュ配布）	継続実施	こども支援課
27	どさんこ・子育て特典制度の推進	加盟店：68 件	継続実施	こども育成課
28	子ども会活動への支援	助成活動支援	継続実施	教育支援課 阿寒生涯学習課

(4) 働きながら子育てしやすい環境の充実

男女共同参画、仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発、情報提供等を図ります。

また、保育サービス、放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センター等により多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
(2)	延長保育事業の推進	実施園：28園	実施園：28園	こども育成課
(3)	休日保育事業の推進	実施園：2園 定員数：30人	実施園：2園	こども育成課
(4)	夜間保育事業の推進	実施園：1園 定員数：30人	実施園：1園	こども育成課
(6)	乳児保育事業の推進	実施園：29園	実施園：29園	こども育成課
(13)	ファミリー・サポート・センター事業の推進	実施箇所：1箇所 3月末登録会員数：1,226人 ひとり親家庭の優先利用	実施箇所：1箇所	こども育成課
(16)	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の推進	ショートステイ：27件/87日 トワイライトステイ：13件/21日	継続実施	こども支援課
(17)	一時預かり事業の推進	実施園：7園 総定員数：96人	実施園：7園	こども育成課
(23)	利用者支援事業の実施	なし（令和元年度より実施）	実施箇所：3箇所	こども育成課
29	男女平等参画プランに基づき女性団体、他課との共催による啓発講座の開催	他課との共催によるDV防止講演会、男女平等参画センターとの共催によるセミナーや講演会、イベントの開催 合計8回702人	継続実施	市民協働推進課
30	仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	国等が作成したポスターやリーフレットを掲示するとともに、ホームページやFacebook、広報誌等に掲載	継続実施	商業労政課
31	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施	待機児童数0人	待機児童数0人	こども育成課

2. 健やかに生み育てられる環境づくり

(1) 安全・安心な母子保健医療等の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を推進するとともに、小児医療の充実・確保に取り組みます。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
(12)	乳幼児訪問指導の実施	訪問数：延べ1,428人	継続実施	健康推進課
32	母子健康手帳の交付及び妊産婦相談	手帳交付：962件 妊婦相談開催数：258回	継続実施	健康推進課
33	妊婦健康診査の実施	妊婦健診受診票交付数：延べ13,536件 受診総数：延べ11,818件	継続実施	健康推進課
34	乳幼児健診の実施	乳幼児健診を受診した人の割合 4か月児健診：99.0% 10か月：93.4% 1歳6か月児健診：99.6% 3歳児健診：95.1%	受診率100%	健康推進課
35	フッ素塗布の推進	塗布率：55.3%	塗布率：70%	健康推進課
36	歯科検診の実施	むし歯のない児の割合 1歳6か月児：96.5% 3歳児：79.9%	1歳6か月児のむし歯のない児の割合98.7%（全国平均）	健康推進課
37	子育て支援のための環境づくり	サークル支援・サークル室の利用：106回実施	継続実施	こども育成課
38	子育て教室の実施	【釧路】支援拠点センターにて4クール実施 【阿寒】わんぱく広場 開催回数：17回（停電により1回中止） 参加者数：延べ194人	継続実施	こども育成課 阿寒保健福祉課
39	マタニティ講座の開催	日曜マタニティ講座 年6回：延べ238人 （定員（組）に対する参加割合99.2%）	継続実施	健康推進課
40	事故防止啓発事業の推進	発達に合わせた育児副読本を各種健診等で配布	継続実施	健康推進課
41	予防接種の実施	B C G：931人、 四種混合：3,906人 不活化ポリオ：36人 麻疹・風しん：1,990人 二種混合2期：1,096人 ヒブ：3,859人 小児用肺炎球菌：3,866人 子宮頸がん：8人 日本脳炎：8,148人 水痘：1,806人 B型肝炎：2,871人	継続実施	健康推進課

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
42	妊産婦訪問の実施	全戸訪問：実730件 養育支援訪問：実288件	継続実施	健康推進課
43	育児相談の実施	7か月児育児相談： 40回／延べ906人利用	継続実施	健康推進課
44	未熟児養育医療費助成	助成対象者数：16人 助成金額：4,899千円	継続実施	医療年金課
45	小児救急医療体制の充実	拠点病院1箇所	継続実施	健康推進課
46	乳幼児に係る医療費の助成	助成対象者数：年11,925人 助成件数：104,520件 助成金額：190,495千円	継続実施	医療年金課
47	産後ケア事業の実施	なし（令和元年度より実施）	継続実施	健康推進課

(2)「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、食育を推進します。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
48	魚食の普及及び啓発	【水産課】 地元魚介類を活用した料理教室・講座等の実施： 計11回／延べ419人 【小学校】 5種18回実施：さんま5、さば3、たら1、ししゃも1、昆布8回 【中学校】 8種27回実施：さんま3、さば4、たら2、ししゃも1、鮭3、いか3、いわし4、昆布7回	継続実施	水産課 教育総務課
49	幼児食育教室の開催	5回実施：88組	5回実施	こども育成課
50	食育事業の推進	【教育総務課(旧：学校給食課)】 試食会実施回数：小学校／23回・中学校／9回 【こども育成課】 ・認可保育所、認定こども園で食育指導の実施 ・保護者向け給食試食会と食育講話の実施 ・地産地消の日の実施：27園 【農林課】 ・JA及びよつ葉乳業協力のもと、小学生を対象に地元食材を用いた調理実習の実施：5校 【阿寒】市立幼稚園で食育指導の実施	継続実施	教育総務課 こども育成課 農林課 阿寒保健福祉課
51	親子の料理教室	開催回数：2回 参加数：延べ14組	継続実施	音別保健福祉課
52	地場産品普及促進事業の展開	・各学校に対し、エゾシカ肉、オロナミンC、根釧牛乳等地場産品を題材にした出前講座の実施 ・こども育成課に対する認可保育所、認定こども園での「ふるさと給食」実施に係る食材の情報提供	継続実施	産業推進室

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、思春期における保健講座等を実施し、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を推進します。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
53	リーフレットの作成・配付	辞典 722 冊配付 リーフレット(高校生用) : 1,656 枚配付 リーフレット(中学生用) : 1,499 枚配付	継続実施	健康推進課
54	高校生ライフデザイン講座の実施	10 校 : 1,613 人実施	全校実施	健康推進課
55	中学生思春期ライフデザイン講座の実施	17 校 18 回 : 1,527 人実施	全校実施	健康推進課
56	保護者・関係職種のための研修・学習会、ネットワーク会議などの開催	研修会 3 回 : 182 人実施 会議 1 回 : 23 人実施	会議 1 回	健康推進課
57	思春期相談	思春期相談ダイヤル : 12 件	継続実施	健康推進課

(4) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚・妊娠・出産期から切れ目のない子育て支援を行い、すべてのライフステージに関する相談を受け、保健、医療、福祉及び教育分野との連携を図りつつ、必要な支援へとつなげていきます。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
(1)	通常保育事業の推進	入所定員 : 1,990 人 受入可能数 : 2,388 人	入所定員 : 1,958 人 受入可能数 : 2,349 人	こども育成課
(2)	延長保育事業の推進	実施園 : 28 園	実施園 : 28 園	こども育成課
(3)	休日保育事業の推進	実施園 : 2 園 定員数 : 30 人	実施園 : 2 園	こども育成課
(4)	夜間保育事業の推進	実施園 : 1 園 定員数 : 30 人	実施園 : 1 園	こども育成課
(5)	保育所の整備	第 1 福ちゃん保育園増改築 認定こども園はるとり保育園増改築	継続実施	こども育成課
(6)	乳児保育事業の推進	実施園 : 29 園	実施園 : 29 園	こども育成課

No.	施策・事業	平成 30 年度実績	令和 6 年度 目標	担当課
(7)	保育所職員に対する研修の推進	釧路市保育研修会：1 回 291 人参加	年 1 回実施	こども育成課
(8)	障がい児保育事業の推進	実施園：11 園 受入実数：34 人	実施園：11 園	こども育成課
(9)	病児保育事業の実施	実施園：1 園	実施園：1 園	こども育成課
(10)	認定こども園の普及推進	情報提供実施 認定こども園への移行数：6 園	継続実施	こども育成課
(12)	乳幼児訪問指導の実施	訪問数：延べ 1,428 人	継続実施	健康推進課
(13)	ファミリー・サポート・センター事業の推進	実施箇所：1 箇所 3 月末登録会員数：1,226 人 ひとり親家庭の優先利用	実施箇所：1 箇所	こども育成課
(14)	就学援助費の支給	支給人員：2,513 人	継続実施	学校教育課
(16)	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の推進	ショートステイ：27 件/87 日 トワイライトステイ：13 件/21 日	継続実施	こども支援課
(17)	一時預かり事業の推進	実施園：7 園 総定員数：96 人	実施園：7 園	こども育成課
(18)	つどいの広場事業の推進	4,449 人	継続実施	こども育成課
(19)	家庭児童相談等の充実	家庭児童相談：463 件 母子相談：1,721 件 父子相談：112 件	継続実施	こども支援課
(20)	地域子育て支援拠点事業の推進	実施箇所：6 箇所	実施箇所：6 箇所	こども育成課
(21)	認可保育所、幼稚園、認定こども園における地域交流の推進	町内会、老人クラブ等との交流	継続実施	こども育成課
(22)	子育て家庭支援ガイドブックの作成	ガイドブック発行：2,000 部	継続実施	こども支援課
(23)	利用者支援事業の実施	なし（令和元年度より実施）	実施箇所：3 箇所	こども育成課
(26)	釧路市地域子育て力推進事業の実施（せわずき・せわやき隊）	子ども虐待防止講演会参加 代表者会議実施 オレンジリボン運動（オレンジリボン作成・オレンジリボン入りティッシュ配布）	継続実施	こども支援課
(30)	仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	国等が作成したポスターやリーフレットを掲示するとともに、ホームページや Facebook、広報誌等に掲載	継続実施	商業労政課
(31)	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施	待機児童数 0 人	待機児童数 0 人	こども育成課
(32)	母子健康手帳の交付及び妊産婦相談	手帳交付：962 件 妊婦相談開催数：258 回	継続実施	健康推進課
(33)	妊婦健康診査の実施	妊婦健診受診票交付数：延べ 13,536 件 受診総数：延べ 11,818 件	継続実施	健康推進課
(34)	乳幼児健診の実施	乳幼児健診を受診した人の割合 4 か月児健診：99.0% 10 か月：93.4% 1 歳 6 か月児健診：99.6% 3 歳児健診：95.1%	受診率 100%	健康推進課
(35)	フッ素塗布の推進	塗布率：55.3%	塗布率：70%	健康推進課

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
(36)	歯科検診の実施	むし歯のない児の割合 1歳6か月児：96.5% 3歳児：79.9%	1歳6か月児のむし歯のない児の割合 98.7%（全国平均）	健康推進課
(37)	子育て支援のための環境づくり	サークル支援・サークル室の利用： 106回実施	継続実施	こども育成課
(38)	子育て教室の実施	【釧路】支援拠点センターにて4クール実施 【阿寒】わんぱく広場 開催回数：17回（停電により1回中止） 参加者数：延べ194人	継続実施	こども育成課 阿寒保健福祉課
(39)	マタニティ講座の開催	日曜マタニティ講座 年6回：延べ238人 （定員（組）に対する参加割合99.2%）	継続実施	健康推進課
(40)	事故防止啓発事業の推進	発達に合わせた育児副読本を各種健診等で配布	継続実施	健康推進課
(41)	予防接種の実施	B C G：931人、 四種混合：3,906人 不活化ポリオ：36人 麻しん・風しん：1,990人 二種混合2期：1,096人 ヒブ：3,859人 小児用肺炎球菌：3,866人 子宮頸がん：8人 日本脳炎：8,148人 水痘：1,806人 B型肝炎：2,871人	継続実施	健康推進課
(42)	妊産婦訪問の実施	全戸訪問：実730件 養育支援訪問：実288件	継続実施	健康推進課
(43)	育児相談の実施	7か月児育児相談： 40回／延べ906人利用	継続実施	健康推進課
(44)	未熟児養育医療費助成	助成対象者数：16人 助成金額：4,899千円	継続実施	医療年金課
(46)	乳幼児に係る医療費の助成	助成対象者数：年11,925人 助成件数：104,520件 助成金額：190,495千円	継続実施	医療年金課
(47)	産後ケア事業の実施	なし（令和元年度より実施）	継続実施	健康推進課
58	E P F（インゾイ・パーティー・ウイズ・ファーマーズ） 独身農業青年と釧路市及び管内町村在住女性との交流会	回数：3回 参加人数：延べ83人	継続実施	農林課
59	特定不妊治療費助成事業の実施	54件	継続実施	健康推進課
60	中学生赤ちゃんふれあい体験学習の実施	【釧路】 実施回数：2回1校／72人 【音別】 実施回数：2回／延べ14人	【釧路】3回3校 【音別】2回	教育支援課 音別保健福祉課
61	高校生と幼稚園児のふれあい体験事業の実施	3回：計79人	継続実施	阿寒保健福祉課

3. 子どもの成長を支える環境づくり

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

次代の担い手である子どもたちが、次代の親となるために心豊かな人間性を備え、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実に取り組む、学校の教育環境等の整備に努めるとともに、認可保育所・幼稚園・認定こども園、学校関係者との連携の取組を推進します。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
(10)	認定こども園の普及推進	情報提供実施 認定こども園への移行数：6園	継続実施	こども育成課
(11)	認可保育所、幼稚園、認定こども園と小学校の連携	小学校へのなだらかな接続のための連携（園児の小学校見学・引継ぎシートの活用）	継続実施	こども育成課 学校教育課 教育支援課
(60)	中学生赤ちゃんふれあい体験学習の実施	【釧路】 実施回数：2回1校/72人 【音別】 実施回数：2回/延べ14人	【釧路】3回3校 【音別】2回	教育支援課 音別保健福祉課
(61)	高校生と幼稚園児のふれあい体験事業の実施	3回：計79人	継続実施	阿寒保健福祉課
62	教科等の年間指導計画の改善・充実（確かな学力の育成）	教科指導の作成率：100% 学校訪問指導回数：154回	継続実施	教育支援課
63	教職員研修の支援（確かな学力の育成）	研修講座：1,483人	継続実施	教育支援課
64	少人数指導等個に応じたきめ細かな指導の実施（確かな学力の育成）	加配措置を受け、 小学校26校のうち、20校で実施 中学校15校のうち、11校で実施	継続実施	学校教育課
65	実験学習事業の実施（確かな学力の育成）	遊学館サイエンスルーム事業 47クラス1,376人	継続実施	生涯学習課
66	英語指導助手の活用（確かな学力の育成）	派遣回数小学校：391回 派遣回数中学校：324回	継続実施	教育支援課
67	学校適応指導教室の設置（豊かな心の育成）	通室児童・生徒：20人	継続実施	教育支援課
68	交流体験等の体験活動支援（豊かな心の育成）	1回実施：35人参加	1校当たり、1クラス人数 (30人～40人)参加	教育支援課
69	道徳の時間の確保（豊かな心の育成）	小・中学校実施率：100%	継続実施	教育支援課
70	教育相談体制の充実（豊かな心の育成）	教育相談：112件 教育研究センター：46件 いじめカットライン：7件 ふれあい教室相談：48件	継続実施	教育支援課

No.	施策・事業	平成 30 年度実績	令和 6 年度 目標	担当課
71	いじめ問題対策	Q-U テスト等実施率：100% ネットモラル講座：150 人参加	Q-U テスト等実施率： 100% ネットモラル講座参加数増	教育支援課
72	ふるさと学習促進事業の推進 (豊かな心の育成)	くしろ子どもインターンシップ事業： 参加者数 65 人	市内小中学生 100 人程 度参加	教育支援課
73	子どもチャレンジの実施 (豊かな心の育成)	4 講座 5 回 123 人参加	継続実施	生涯学習課
74	職場体験の充実 (豊かな心 の育成)	中学校 15 校実施	実施 (全中学校)	教育支援課
75	体育の指導の充実 (健やかな 体の育成)	学校体力向上計画作成率 100%	継続実施	教育支援課
76	同好会、部活等の充実 (健やかな体の育成)	運動系同好会・少年団、部活動 加入率 同好会・少年団：27.6% 部活動：51.2% 外部指導者登録者数：300 人	加入率アップ	教育支援課
77	コミュニティ・スクールの推進	9 校導入 (累計)	22 校以上導入 (小学校 16 校、中学校 6 校)	教育支援課
78	小学校と中学校の情報交換 会の開催	校区内小学校との引継実施率： 100%	継続実施	教育支援課

(2) 子どもの健全育成の推進

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進を図ります。

また、子どもを取り巻く有害環境対策として、関係機関・団体、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして関係事業者に対し、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータソフト等の陳列方法等の点検・指導や、スマートフォン等のフィルタリング推奨について働きかけていきます。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成 30 年度実績	令和 6 年度 目標	担当課
(15)	児童館の運営	21 館	21 館	こども育成課
(31)	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業) の実施	待機児童数 0 人	待機児童数 0 人	こども育成課
79	子供交流館等の運営	延べ利用児童数：2,927 人	継続実施	阿寒保健福祉課
80	放課後子ども広場の運営	延べ利用児童者数：2,404 人 (うち、土曜日の延べ利用児童者数 35 人)	継続実施	音別保健福祉課
81	放課後子ども教室の運営	1 箇所 (興津小学校放課後チャレンジ教室)	継続実施	教育支援課

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
82	青少年健全育成の啓発活動の実施（くしろの子ども大集合）	実施（全小中学校） 参加：596人（保護者・教職員含む。）	継続実施	教育支援課
83	青少年交流事業の実施	鹿児島県出水市の鶴荘学園・高尾野中学校ツルクラブ釧路温泉研修により22人が来釧	継続実施	教育支援課
84	「少年の主張」釧路市大会の実施	開催回数：1回	継続実施	教育支援課
85	ジュニアリーダー養成研修等の実施	開催回数：7回	継続実施	阿寒生涯学習課
86	遊び体験事業の実施	・伝承遊び：312回/952人 ・工作遊び：588回/10,400人 ・遊びんピック：10月（3日間） ／4,053人	継続実施	生涯学習課
87	幼年消防クラブ活動の実施	21組織：1,271人	継続実施	消防本部予防課
88	少年消防クラブ活動の実施	3組織：428人	継続実施	消防本部予防課
89	多様な体験活動の機会の充実	・博物館で遊ぼう：225人 ・夏休み親子土器作り：25人 ・化石クリーニング教室：20人 ・おそなえもちをつくろう：51人	継続実施	博物館
90	ファイヤーティーチャー事業の実施	5校：224人	継続実施	消防本部予防課
91	まなぼととわくわく体験隊の実施	実施回数13回：30人参加	継続実施	生涯学習課
92	児童手当の支給	現況届提出率99.9% 受給者：10,116人	現況届提出率100%	こども支援課
93	青少年健全育成事業の実施	【釧路】34小中学校区で実施 【阿寒】親子陶芸教室、親子そば打ち体験教室の実施2教室：36人 【音別】啓発誌「水鏡」1回発行全戸配布・「夏・冬休みのきまり」2回発行全戸配布	継続実施	教育支援課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
94	芸術鑑賞会の実施	【阿寒】青少年芸術劇場（小学生対象）1回：169人鑑賞 【音別】1回：104人鑑賞	継続実施	阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
95	親子ふれあいヤマバ放流事業の実施	7/21開催：参加者24人（小学生14人/大人20人）	継続実施	音別生涯学習課
96	こども読書活動推進事業の実施	・育成講座：2回/40人参加 ・学校ブックフェスティバル：2,350人参加 ・職員派遣：6回実施 ・読書活動サポートセット：5校 ・おはなし会等： 274回/2,434人参加（釧路） 43回/290人参加（阿寒） 35回/278人参加（音別）	継続実施	生涯学習課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
97	心の教育推進会議の開催	2回（生徒指導推進協議会及び青少年問題協議会において、心の教育推進に係る、釧路市の子供たちの非行防止や不登校の問題等の改善に向けた協議を実施）	継続実施	教育支援課
98	社会を明るくする運動の推進	7/7街頭啓発実施： 18団体/154人の参加	団体数参加率80%	教育支援課
99	補導巡視活動の実施	巡回実施数：645回 従事者数：延べ1,964人	継続実施	教育支援課 （青少年育成センター）

No.	施策・事業	平成 30 年度実績	令和 6 年度 目標	担当課
100	ファミリーサポート事業の実施	支援件数：6 件 (新規 6 件・終了 6 件)	継続実施	教育支援課 (青少年育成センター)
101	町内巡視	【音別市民課】 徒歩巡視 1 回：車輛巡視 60 回 【音別生涯学習課】徒歩巡視 1 回	継続実施	音別市民課 音別生涯学習課
102	有害環境浄化事業の実施	・コンビニエンスストア 118 店、書店 6 店、複 合施設等 13 店舗への陳列方法等の点検 と指導 ・携帯電話販売店 31 店に対するフィルタリ ングの推奨	継続実施	教育支援課 (青少年育成センター)

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に、家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚して地域全体で教育に取り組む体制づくりに取り組み、連携・協力して地域の教育力向上を図ります。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成 30 年度実績	令和 6 年度 目標	担当課
(28)	子ども会活動への支援	助成活動支援	継続実施	教育支援課 阿寒生涯学習課
(96)	こども読書活動推進事業の実施	・育成講座：2 回／40 人参加 ・学校ブックフェスティバル： 2,350 人参加 ・職員派遣：6 回実施 ・読書活動サポートセット：5 校 ・おはなし会等： 274 回／ 2,434 人参加（釧路） 43 回／ 290 人参加（阿寒） 35 回／ 278 人参加（音別）	継続実施	生涯学習課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
103	あけぼのママースクールの開催	24 回開催：延べ 135 人参加	24 回開催	こども支援課
104	新入学児童子育て講話の実施	実施 26 校受講者数 1,095 人	参加率：90%以上 (講話参加者数 ／新入学保護者数)	教育支援課
105	家庭教育講座の実施	小中学校単位 PTA 研修会：6 回 認可保育所、幼稚園、認定こども園：4 回 参加者数：325 人	小中学校単位 PTA 研修 会：20 回 認可保育所、幼稚園、認 定こども園研修会：12 回	教育支援課
106	学校支援ボランティア事業の充実	登録者数：800 人	継続実施	教育支援課
107	子ども会等地域活動の 機会の充実	公民館分館事業への活動助成支援	継続実施	阿寒生涯学習課
108	高齢者と子どもの交流イ ベントの開催	【介護高齢課】 実施回数 4 回：参加者 1,337 人 【阿寒保健福祉課】 実施回数 1 回：参加者 67 人	継続実施	介護高齢課 阿寒保健福祉課

No.	施策・事業	平成 30 年度実績	令和 6 年度 目標	担当課
109	スポーツ少年団の活動の支援	交流大会 10 種目 1,123 人 【釧路】57 団体団員数：1,157 人 【阿寒】1 団体団員数：89 人 【音別】1 団体団員数：17 人	継続実施	スポーツ課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
110	スポーツ教室の開催	【釧路】13 種目 17 教室：757 人 【阿寒】4 種目 6 教室：1,235 人 【音別】4 種目 4 教室：59 人	継続実施	スポーツ課 阿寒生涯学習課 音別生涯学習課
111	自然体験活動の機会の提供	①こどもエコクラブの周知及び活動支援 ②釧路湿原こどもレンジャー2 回実施 (雨天中止 1 回)	①継続実施 ②釧路湿原こども レンジャー：3 回実施	環境保全課
112	外部人材の活用等による教育活動の充実	小・中学校実施率 100%	継続実施	教育支援課
113	世代間交流の推進	9/30 開催参加者 58 人 (小学生 19 人・中学生 2 人・成人 16 人・老人 21 人)	継続実施	音別生涯学習課

4. 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

(1) 安心して子育てできる生活環境の整備

子育てを担う若い世代を中心とした住宅確保に努めるとともに、子どもや保護者・妊婦が安全に、安心して外出できるよう、安全な道路交通環境の整備を進めます。

また、子どもが身近な場所で、安心して遊ぶことのできる公園等の公共施設の設計等に配慮します。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成 30 年度実績	令和 6 年度 目標	担当課
114	子育て世帯向け住宅供給の提供	・平成 29 年度末時点で「子育て世帯向け住宅」を 25 戸提供し、平成 30 年度末時点で累計 40 戸を提供 ・前年度対比で 15 戸増	継続実施	住宅課
115	生活道路の整備	道路：1,030,890m 歩道：946,953m	継続実施	道路河川課
116	道路交通安全対策	街路灯：9,043 基 道路標識：1,107 箇所 誘導ブロック：360 箇所 防護柵：38.17km カーブミラー：373 本	継続実施	道路河川課
117	交通安全施設等整備促進	要望・相談等に基づく整備を適宜実施	継続実施	市民生活課 阿寒市民課 音別市民課
118	通学路の安全確保	通学路安全対策連絡協議会 1 回開催	継続実施	学校教育課
119	妊娠初期を知らせるマタニティシボルの普及	母子手帳交付時、 マタニティステッカーなどの配付	継続実施	健康推進課
120	街区公園をはじめとした都市公園等の環境整備	【釧路】 街区公園の継続整備：1 箇所 近隣公園の継続整備：1 箇所 公園施設の改築更新：8 箇所 阿寒・音別建設課実績なし	継続実施	公園緑地課 阿寒建設課 音別建設課
121	防犯灯の整備	【釧路】 維持灯数：14,538 灯 （内 LED 灯：11,910 灯） 【阿寒】 維持灯数：340 灯 （内 LED 灯：13 灯） 【音別】 維持灯数：72 灯 （内 LED 灯：72 灯）	継続実施	市民生活課 阿寒市民課 音別市民課

(2) 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守る活動の推進

子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう、関係機関・関係団体と密接に連携して、交通事故防止対策を推進するとともに、防犯に関する普及啓発を図ります。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
122	交通安全教育の推進	【釧路】156回：14,527人参加 【阿寒】5回：310人参加 【音別】2回：32人参加	継続実施	市民生活課 阿寒市民課 音別市民課
123	交通安全防犯大会	80人参加	継続実施	阿寒市民課
124	「子ども110番の家」事業の推進	【釧路】 ○「子ども110番の家」：連合町内会を通じたチラシの配布 ○「子ども110番の店」（ステッカー掲示）：807店舗・事業所への掲示、小中学校へのチラシ配布、広報くしろへの掲載 【音別】 「子ども110番の家」登録：20箇所	継続実施	教育支援課 (青少年育成センター) 音別市民課
125	生活安全施策の推進	釧路市生活安全推進協議会開催	継続実施	市民生活課
126	防犯の広報啓発	毎月、地域安全ニュースと地域の駐在だよりを全戸に回覧し、啓発を実施	継続実施	阿寒市民課 音別市民課

(3) 被害に遭った子どもへの支援の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
(70)	教育相談体制の充実 (豊かな心の育成)	教育相談：112件 教育研究センター：46件 いじめカットライン：7件 ふれあい教室相談：48件	継続実施	教育支援課

5. 配慮を要する子どもと家庭を支える環境づくり

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、情報の共有に努めます。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成 30 年度実績	令和 6 年度 目標	担当課
127	釧路市家庭福祉推進連絡協議会 (要保護児童対策地域協議会)の 機能充実	代表者会議：1 回開催 研修会：1 回開催	代表者会議 1 回開催 研修会 1 回開催	こども支援課
128	相談体制の充実、各相談機関の ネットワーク強化	要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議：61 回 相談受理件数：189 件	継続実施	こども支援課
129	児童虐待防止講演会の開催	1 回開催	1 回開催	こども支援課
130	児童虐待防止啓発パンフレットの 配布	認可保育所、幼稚園、認定こども園、 小学校、中学校に 14,735 部配布	認可保育所、幼 稚園、認定こども 園、小学校、中学 校の全世帯配付	こども支援課
131	児童虐待防止オレンジリボン着用 の推進	・市職員へ庁内 L A N にて着用の呼 びかけ ・オレンジリボンツリー、オレンジリボン横 断幕の設置 ・こども支援課及び各支所にてオレンジ リボン配布（イトーヨーカドー釧路店及 びザ・ビッグ春採店、ツルハ春採 7 丁 目店、コーチャンフォー釧路店前にてオ レンジリボン入りポケットティッシュ配布 (計 1,000 個)	継続実施	こども支援課
132	育児（養育）支援家庭訪問事業 の推進	養育支援回数：852 回 産後支援回数：286 回	継続実施	こども支援課
133	早期育児支援事業（虐待の予防 と早期発見及びその啓発）	・養育に不安のある世帯に養育支援 家庭訪問員を派遣 ・妊娠届出受理時に保健師が虐待、 ネグレクトの早期発見。乳幼児健診・ 育児相談等のアンケートを糸口に子 育て支援につなぐ	継続実施	こども支援課 こども育成課 健康推進課

(2) 生活困窮世帯、ひとり親家庭の自立支援対策の充実

生活困窮世帯やひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、相談体制の充実や経済的支援策等、総合的な対策を推進します。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
134	ひとり親家庭相談の充実	母子相談：1,721件 父子相談：112件	継続実施	こども支援課
135	ひとり親家庭就労自立支援促進事業の実施	・企業体験事業2日開催：2人参加 ・企業説明会1日開催：6人参加 ・お父さん・お母さんの自習室15日開催：延べ15人参加	企業体験事業2日開催 企業説明会1日開催	こども支援課
136	母子家庭等就業・自立支援事業（母子家庭等就業・自立支援センター）の実施	・講習会12回開催：延べ106人 ・相談件数：481件	講習会12回開催	こども支援課
137	児童扶養手当の支給	現況届提出率99.2% 受給者数：2,714人	現況届提出率100%	こども支援課
138	災害遺児手当等の支給	支給率100% 災害遺児手当受給世帯：11世帯 卒業祝い金：2件	支給率100%	こども支援課
139	女性相談の充実	受理件数：275件	継続実施	こども支援課
140	母子寡婦福祉資金の貸付	貸付件数：39件 貸付金額：18,966千円	継続実施	こども支援課
141	ひとり親家庭等の母又は父、及び子に係る医療費の助成	助成対象者数：年5,356人 助成件数：37,103件 助成金額：85,856千円	継続実施	医療年金課
142	生活保護を受けている母子世帯に対する自立支援	OA、介護職員初任者研修等各種資格取得・中学生支援	継続実施	生活福祉事務所
143	釧路市ひとり親家庭等日常生活支援事業	なし（令和元年度より実施）	継続実施	こども支援課

(3) 障がい児支援対策の充実

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、適切な医療の提供、教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。

具体的施策・事業

No.	施策・事業	平成30年度実績	令和6年度目標	担当課
(8)	障がい児保育事業の推進	実施園：11園 受入実数：34人	実施園：11園	こども育成課
144	児童発達支援センター運営の充実	【相談支援】地域支援相談担当 運動：48件 発達：690件 【保護者向け研修会】 野のはな園：118人	継続実施	児童発達支援センター
145	特別児童扶養手当の支給	受給者数：458人	継続実施	こども支援課
146	特別支援教育の充実	小学校：25校 中学校：14校	継続実施	教育支援課
147	特別支援教育就学奨励費の支給	支給人員：242人 支給額：8,232千円	継続実施	学校教育課
148	居宅介護事業	障がい者・児 市内事業所数：33箇所 利用延べ人数：4,105人	継続実施	障がい福祉課
149	幼稚園の障がい児受入れの充実	対象児：34人 補助金：1,700千円	継続実施	こども育成課
150	児童発達支援事業	市内事業所数：20箇所 利用延べ人数：2,193人	継続実施	障がい福祉課
151	放課後等デイサービス事業	市内事業所数：31箇所 利用延べ人数：5,510人	継続実施	障がい福祉課
152	保育所等訪問支援事業	市内事業所数：6箇所 利用延べ人数：337人	継続実施	障がい福祉課
153	短期入所事業	障がい者・児 市内事業所数：19箇所 利用延べ人数：753人	継続実施	障がい福祉課
154	重度障がい児（者）等交通費助成	交付人数：1,140人	継続実施	障がい福祉課
155	重度障がい児（者）に係る医療費の助成	助成対象者数：年 3,828人 助成件数：89,940件 助成金額：314,255千円	継続実施	医療年金課
156	障害児福祉手当の支給	交付延べ人数：1,091人	継続実施	障がい福祉課
157	幼児こども相談室事業の実施	実施なし（休止）	継続実施	阿寒保健福祉課

第5章 教育・保育の内容と供給体制

1. 子ども・子育て支援制度の全体像

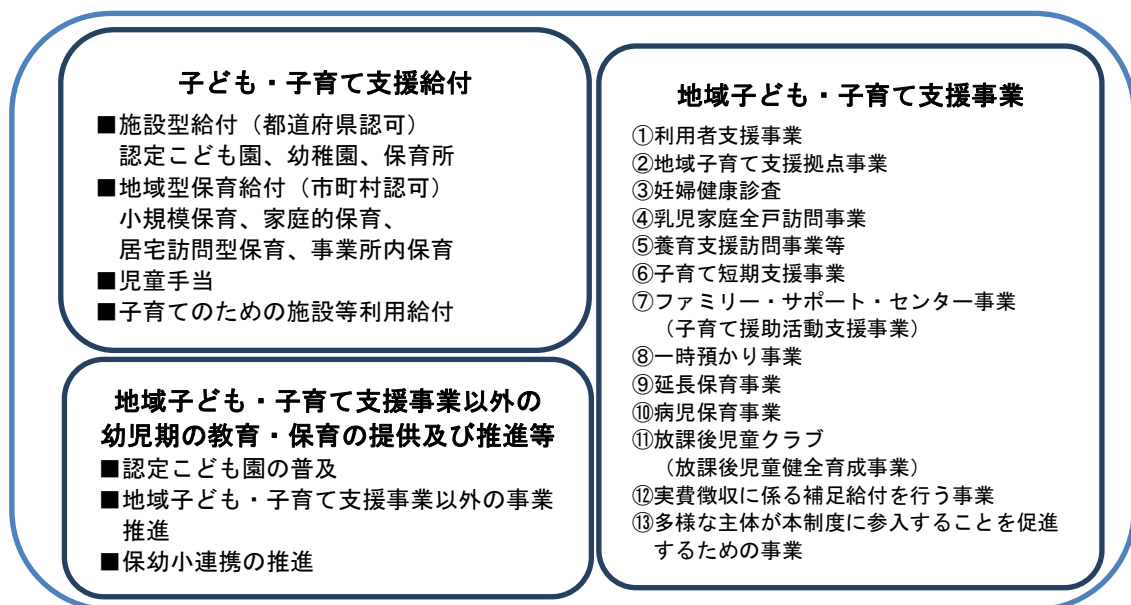
子ども・子育て支援制度は、幼児期の教育や保育、地域における子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。市町村は、国及び都道府県等と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援することが求められています。

幼児期の教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育等の施設を利用した場合に給付対象となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」にわかれます。

また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となります。

本計画においては、実際の利用状況を踏まえつつ、教育・保育を提供する区域内で需給バランスが検証できるような区域を設定するとともに、その区域ごとに施設や事業の量の見込みを算定し、その量の見込みに対する提供体制の確保内容や実施時期を定める必要があります。本章では、教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域ごとの量の見込みに対応する確保方策等について記載します。

■ 子ども・子育て支援制度の全体像



2. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

「教育・保育提供区域」とは、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域で、設定した区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を定めます。

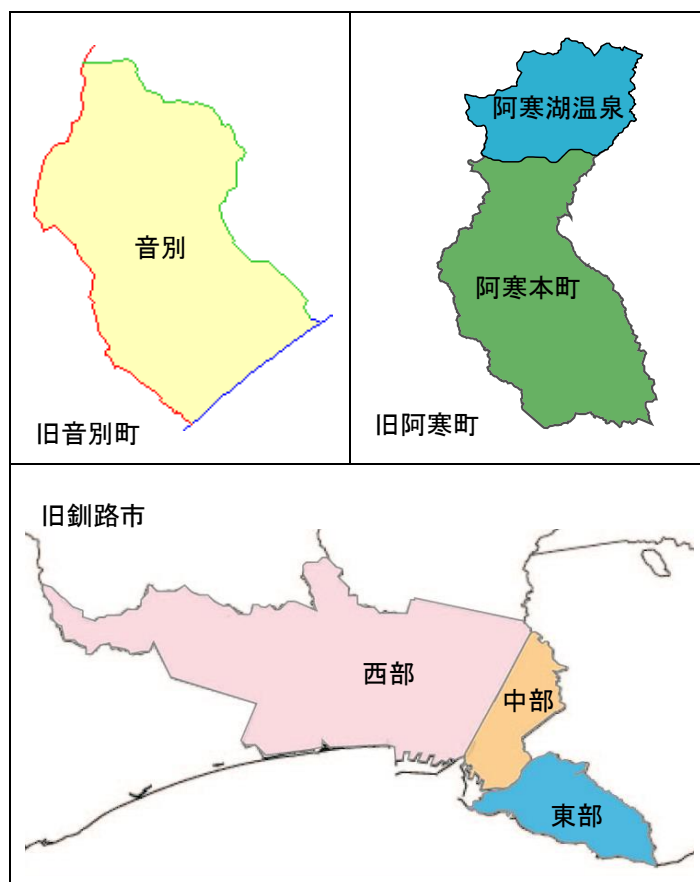
※「量の見込み」…現在の利用状況及び市民ニーズ調査等の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みをいいます。

※「確保方策」…「量の見込み」に対応する施設の整備及び事業の拡充等を目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその時期をいいます。

(2) 本市における教育・保育提供区域

本市では、子ども・子育て支援法第61条における留意事項や、区域設定におけるメリット・デメリット等を総合的に評価し、教育・保育提供区域を「東部」、「中部」、「西部」、「阿寒本町」、「阿寒湖温泉」、「音別」の6区域とします。

■ 本市における教育・保育提供区域



■ 区域設定における留意事項

項目	内容
事業量の区域単位として適切な規模か	<ul style="list-style-type: none"> ○区域内の児童数や面積は適切な規模か ○区域ごとに事業量の見込み算出が可能か ○区域ごとに不足量の確保が可能か
事業の利用実態を反映しているか	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の移動状況を踏まえているか ○設定した区域内で事業の展開が可能か ○現在の事業の考え方と整合性が図られているか

■ 区域設定におけるメリット・デメリット

	区域設定範囲が広い (区域を大きく設定)	区域設定範囲が狭い (区域を細かく設定)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的な観点での施設配置が可能であり、一時的な需要増減に対し、全市的な調整が可能である。 ○既存施設の配置で対応が可能である。 ○計画策定における需要量の見込み、確保策の推計が容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の施設・事業の希望にそった利用ができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○希望している施設・事業の利用ができない場合がある。 ○送迎が遠距離になる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○区域内において需給バランスがとれるように、施設・事業の再編が必要となる（既存施設の配置では、対応が不可能な場合がある）。 ○一時的な需要の増減に、左右されやすい。 ○計画策定における需要量の見込み、確保策の推計が難しい（勤務地等の都合で、居住地以外の施設、事業を希望するニーズ把握が難しい）。 ○長期的な計画を立てにくい。

3. 量の見込みの推計について

(1) 推計の考え方

教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業においては、基本的に国のワークシートに基づき推計することとされていますが、国のワークシートを用いた推計値では以下の課題により実態と乖離する可能性があるため、利用実績を用いた推計も行い、必要に応じて補正を加え、量の見込みを決定しました。

※ ワークシートによる推計の課題

国のワークシートを用いた推計値は、「利用意向率（ニーズ調査結果を基に算出）」に大きく左右され、以下のような課題があります。

- 認知度が低い事業については、内容がイメージできないため、「利用したい」と回答しない場合がある（利用意向率が実際よりも低く算出される可能性あり）。
- 「利用したい」と回答しても、実際の就労状況や子育て環境等により、実際には「利用しない」場合がある（利用意向率が実際よりも高く算出される可能性あり）。
- 利用意向率を算出する際の調査対象数が少ない場合、正しい利用意向率の算出が困難となる。

(2) 認定区分ごとの量の見込みの算出

子ども・子育て支援制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなります。

認定区分の必要な事業については、国のワークシートに基づき、教育・保育提供区域ごと、認定区分ごとに量の見込みを決定しました。

■ 認定区分

- 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育を希望し、認定を受けた就学前子ども
- 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
- 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 本市における教育・保育の確保方策

教育・保育の提供体制の確保については、「特定教育・保育施設」「特定地域型保育事業」による、必要利用定員総数を確保する方策として以下のことが考えられます。

※ 利用定員…認可定員の範囲内で、実利用人数に応じて、施設ごとに定められる定員

確保方策	具体的な確保方策
特定教育・保育施設	①既存の認可保育所・幼稚園・認定こども園等における確保 (需要>供給の場合は定員拡大) ②幼稚園から認定こども園への移行(2号・3号認定への保育の提供) ③認可保育所から認定こども園への移行(1号認定への教育の提供) ④新たな認可保育所・幼稚園・認定こども園の設置
特定地域型保育事業	⑤既存の認可外保育施設からの移行 ⑥新たな地域型保育事業の実施

本市では、以下の3つの観点から、「特定教育・保育施設」のうち、「①既存の認可保育所・幼稚園・認定こども園による確保」を基本とし、教育・保育提供区域別の確保方策を決定しました。

- ・今後、減少が見込まれる児童数の推移(=需要減)
- ・事業者の意向
- ・教育・保育の質的確保

(2) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

① 0歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

【全体】

(単位:人)

市内全体		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		215	207	201	195	189	
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	認定こども園	161	161	164	164	164
		認可保育所	43	43	43	43	43
		小計	204	204	207	207	207
	特定地域型保育事業		20	20	20	20	20
	合計		224	224	227	227	227
③過不足(②-①)		9	17	26	32	38	

■ 量の見込みの考え方

- 0歳の育休取得者の保育ニーズは、育休明けの1歳になってから発生する可能性が高いため、ワークシートに基づき算出したニーズ量（令和2年 433人）から、母親が育児休業取得中で、「子どもが1歳になるまで育児休業を取得したい」と回答した利用意向者数を控除して算出したもの（令和2年 215人）を量の見込みとした。
- 教育・保育提供区域別の量の見込みについては、全体の量の見込みを①「東部・中部・西部」、②「阿寒本町」、③「阿寒湖温泉」、④「音別」の4区域別に0歳児の構成比で案分し算出。
- 「東部」「中部」「西部」の量の見込みについては、広域的な利用を考慮し、利用実績（0歳児の保育施設通園者数）の構成比で案分し算出。

■ 確保方策の考え方

- 既存の認可保育所等における確保を基本とする。
- 「阿寒本町」「阿寒湖温泉」については、計画期間中に既存幼稚園の認定こども園への移行や法人立による運営をも視野に入れ、実施方法を検討する。

【教育・保育提供区域別】

(単位:人)

ア 東部

東部		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		57	54	53	51	49	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	55	55	55	55	55
		認可保育所	15	15	15	15	15
		小計	70	70	70	70	70
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
	合計	70	70	70	70	70	
③過不足(②-①)		13	16	17	19	21	

イ 中部

中部		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		105	101	98	95	93	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	81	81	81	81	81
		認可保育所	14	14	14	14	14
		小計	95	95	95	95	95
	特定地域型保育事業	8	8	8	8	8	
	合計	103	103	103	103	103	
③過不足(②-①)		▲2	2	5	8	10	

ウ 西部

西部		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
① 量の見込み		48	47	45	44	42	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	24	24	24	24	24
		認可保育所	14	14	14	14	14
		小計	38	38	38	38	38
	特定地域型保育事業	12	12	12	12	12	
	合計	50	50	50	50	50	
② 過不足(②-①)		2	3	5	6	8	

エ 阿寒本町

阿寒本町		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		2	2	2	2	2	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	0	0	3	3	3
		認可保育所	0	0	0	0	0
		小計	0	0	3	3	3
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	3	3	3	
③過不足(②-①)		▲2	▲2	1	1	1	

オ 阿寒湖温泉

阿寒湖温泉		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		2	2	2	2	2	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	0	0	0	0	0
		認可保育所	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	0	
③過不足(②-①)		▲2	▲2	▲2	▲2	▲2	

カ 音別

音別		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
① 量の見込み		1	1	1	1	1	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	1	1	1	1	1
		認可保育所	0	0	0	0	0
		小計	1	1	1	1	1
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
	合計	1	1	1	1	1	
② 過不足(②-①)		0	0	0	0	0	

② 1・2歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

【全体】

（単位：人）

市内全体		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		693	656	646	624	605	
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	認定こども園	386	386	395	400	400
		認可保育所	164	164	164	169	169
		小計	550	550	559	569	569
	特定地域型保育事業		38	38	38	43	48
	合計		588	588	597	612	617
③過不足(②-①)		▲105	▲68	▲49	▲12	12	

■ 量の見込みの考え方

- 子どもが2歳になるまで育休を取得する予定の人も含まれていることから、ワークシートに基づき算出したニーズ量（令和2年 726人）から、1・2歳児の母親の育休取得者のうち、育児休業の実際の取得期間（予定を含む。）が2歳以上である人を控除して算出したもの（令和2年 693人）を量の見込みとした。
- 教育・保育提供区域別の量の見込みについては、全体の量の見込みを①「東部・中部・西部」、②「阿寒本町」、③「阿寒湖温泉」、④「音別」の4区域別に1・2歳児の構成比で案分し算出。
- 「東部」「中部」「西部」の量の見込みについては、広域的な利用を考慮し、利用実績（1・2歳児の保育施設通園者数）の構成比で案分し算出。

■ 確保方策の考え方

- 既存の認可保育所等による確保を基本とする。
- 既存施設の定員の拡大により確保する。
- 既存幼稚園の認定こども園への移行による定員の拡大等により確保をする。
- 地域型保育事業の新規整備・定員の拡大により確保する。
- 「中部」「西部」における不足分については、市全体の利用調整により確保する。
- 「阿寒湖温泉」については、計画期間中に法人立による運営を視野に入れ、実施方法を検討する。

【教育・保育提供区域別】

(単位:人)

ア 東部

東部		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		181	171	169	164	159	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	132	132	132	132	132
		認可保育所	62	62	62	62	62
		小計	194	194	194	194	194
	特定地域型保育事業	5	5	5	5	5	
	合計	199	199	199	199	199	
③ 過不足(②-①)		18	28	30	35	40	

イ 中部

中部		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		328	312	307	296	287	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	190	190	190	195	195
		認可保育所	43	43	43	48	48
		小計	233	233	233	243	243
	特定地域型保育事業	15	15	15	20	25	
	合計	248	248	248	263	268	
③過不足(②-①)		▲80	▲64	▲59	▲33	▲19	

ウ 西部

西部		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		168	160	157	151	146	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	56	56	56	56	56
		認可保育所	59	59	59	59	59
		小計	115	115	115	115	115
	特定地域型保育事業	18	18	18	18	18	
	合計	133	133	133	133	133	
④ 過不足(②-①)		▲35	▲27	▲24	▲18	▲13	

エ 阿寒本町

阿寒本町		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
① の見込み		8	7	7	7	7	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	0	0	9	9	9
		認可保育所	0	0	0	0	0
		小計	0	0	9	9	9
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	9	9	9	
③ 過不足(②-①)		▲8	▲7	2	2	2	

オ 阿寒湖温泉

阿寒湖温泉		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		4	3	3	3	3	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	0	0	0	0	0
		認可保育所	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	0	
③過不足(②-①)		▲4	▲3	▲3	▲3	▲3	

カ 音別

音別		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		4	3	3	3	3	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	8	8	8	8	8
		認可保育所	0	0	0	0	0
		小計	8	8	8	8	8
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	
	合計	8	8	8	8	8	
④ 過不足(②-①)		4	5	5	5	5	

③-1 3～5歳【2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

〔認可保育所・認定こども園〕

【全体】

（単位：人）

市内全体		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		1,136	1,107	1,037	984	935	
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	認定こども園	773	773	798	798	798
		認可保育所	393	393	393	393	393
		小計	1,166	1,166	1,191	1,191	1,191
	その他事業		25	25	10	10	10
	合計		1,191	1,191	1,201	1,201	1,201
③過不足(②-①)		55	84	164	217	266	

■ 量の見込みの考え方

- 幼稚園利用の意向が強い人も2号認定に含まれていることから、ワークシートに基づき算出したニーズ量（令和2年 1,451人）から、3～5歳の2号認定子どものうち、幼稚園の利用を強く希望する人を2号認定（学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども）に移動し、該当者を控除して算出したもの（令和2年 1,136人）を量の見込みとした。
- 教育・保育提供区域別の量の見込みについては、全体の量の見込みを①「東部・中部・西部」、②「阿寒本町」、③「阿寒湖温泉」、④「音別」の4区域別に3～5歳児の構成比で案分し算出。
- 「東部」「中部」「西部」の量の見込みについては、広域的な利用を考慮し、利用実績（3～5歳児の保育施設通園者数）の構成比で案分し算出。

■ 確保方策の考え方

- 既存の認可保育所等による確保を基本とする。
- 「阿寒本町」「阿寒湖温泉」については、幼稚園の利用を促し、幼稚園教育終了後は保育を必要とする子等の居場所の提供を行う事業や認定こども園への移行による確保を検討する。

【教育・保育提供区域別】

(単位:人)

ア 東部

東部		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		320	312	292	277	263	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	264	264	264	264	264
		認可保育所	118	118	118	118	118
		小計	382	382	382	382	382
	その他事業	0	0	0	0	0	
	合計	382	382	382	382	382	
③過不足(②-①)		62	70	90	105	119	

イ 中部

中部		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		534	520	487	463	439	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	346	346	346	346	346
		認可保育所	108	108	108	108	108
		小計	454	454	454	454	454
	その他事業	0	0	0	0	0	
	合計	454	454	454	454	454	
③過不足(②-①)		▲80	▲66	▲33	▲9	15	

ウ 西部

西部		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		253	247	231	220	209	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	145	145	145	145	145
		認可保育所	167	167	167	167	167
		小計	312	312	312	312	312
	その他事業	0	0	0	0	0	
	合計	312	312	312	312	312	
③過不足(②-①)		59	65	81	92	103	

エ 阿寒本町

阿寒本町		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		12	12	11	10	10	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	0	0	25	25	25
		認可保育所	0	0	0	0	0
		小計	0	0	25	25	25
	その他事業	15	15	0	0	0	
	合計	15	15	25	25	25	
② 過不足(②-①)		3	3	14	15	15	

オ 阿寒湖温泉

阿寒湖温泉		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		10	9	9	8	8	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	0	0	0	0	0
		認可保育所	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	その他事業	10	10	10	10	10	
	合計	10	10	10	10	10	
③過不足(②-①)		0	1	1	2	2	

カ 音別

音別		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		7	7	7	6	6	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	18	18	18	18	18
		認可保育所	0	0	0	0	0
		小計	18	18	18	18	18
	その他事業	0	0	0	0	0	
	合計	18	18	18	18	18	
③過不足(②-①)		11	11	11	12	12	

③ -2 3～5歳【1号認定（学校教育を希望し認定を受けた就学前子ども）】
 【2号認定（学校教育の利用希望が強い保育の必要性に認定を受けた就学前子ども）】〔認定こども園・幼稚園〕

【全体】

（単位：人）

市内全体		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
① 量 の 見 込 み	1号認定	1,093	1,065	997	946	899	
	2号認定 (学校教育の利用希望が強い)	646	629	589	559	531	
	合計	1,739	1,694	1,586	1,505	1,430	
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	認定こども園	1,057	1,057	1,082	1,082	1,082
		幼稚園	1,020	1,020	915	915	915
		小計	2,077	2,077	1,997	1,997	1,997
	確認を受けない幼稚園	340	340	340	340	340	
	合計	2,417	2,417	2,337	2,337	2,337	
③過不足(②-①)		678	723	751	832	907	

■ 量の見込みの考え方

- 1号認定については、ワークシートに基づき算出したニーズ量を量の見込みとした。
- 2号認定（学校教育の利用希望が強い）については、ワークシートに基づき算出したニーズ量（令和2年 541人）に、P66③-1の処理に伴い、3～5歳の2号認定子どものうち、学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子どもを追加して算出したもの（令和2年 646人）を量の見込みとした。
- 教育・保育提供区域別の量の見込みについては、全体の量の見込みを①「東部・中部・西部」、②「阿寒本町」、③「阿寒湖温泉」、④「音別」の4区域別に3～5歳児の構成比で案分し算出。
- 「東部」「中部」「西部」の量の見込みについては、広域的な利用を考慮し、利用実績（3～5歳児の幼稚園施設等通園者数）の構成比で案分し算出。

■ 確保方策の考え方

- 既存の幼稚園、認定こども園等による確保を基本とする。

【教育・保育提供区域別】

(単位:人)

ア 東部

東部		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	1号認定	383	374	350	332	315	
	2号認定(学校教育の利用希望が強い)	227	220	207	196	187	
	合計	610	594	557	528	502	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	409	409	409	409	409
		幼稚園	200	200	200	200	200
		小計	609	609	609	609	609
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
	合計	609	609	609	609	609	
③過不足(②-①)		▲1	15	52	81	107	

イ 中部

中部		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	1号認定	349	340	318	302	287	
	2号認定(学校教育の利用希望が強い)	206	201	188	178	169	
	合計	555	541	506	480	456	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	248	248	248	248	248
		幼稚園	325	325	325	325	325
		小計	573	573	573	573	573
	確認を受けない幼稚園	340	340	340	340	340	
	合計	913	913	913	913	913	
③過不足(②-①)		358	372	407	433	457	

ウ 西部

西部		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	1号認定	333	324	304	288	274	
	2号認定(学校教育の利用希望が強い)	197	192	179	170	162	
	合計	530	516	483	458	436	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	382	382	382	382	382
		幼稚園	285	285	285	285	285
		小計	667	667	667	667	667
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
	合計	667	667	667	667	667	
③過不足(②-①)		137	151	184	209	231	

エ 阿寒本町

阿寒本町		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	1号認定	12	11	11	10	9	
	2号認定(学校教育の利用希望が強い)	7	7	6	6	6	
	合計	19	18	17	16	15	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	0	0	25	25	25
		幼稚園	105	105	0	0	0
		小計	105	105	25	25	25
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
	合計	105	105	25	25	25	
③過不足(②-①)		86	87	8	9	10	

オ 阿寒湖温泉

阿寒湖温泉		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	1号認定	9	9	8	8	8	
	2号認定(学校教育の利用希望が強い)	5	5	5	5	4	
	合計	14	14	13	13	12	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	0	0	0	0	0
		幼稚園	105	105	105	105	105
		小計	105	105	105	105	105
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
	合計	105	105	105	105	105	
③過不足(②-①)		91	91	92	92	93	

カ 音別

音別		実施時期					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	1号認定	7	7	6	6	6	
	2号認定(学校教育の利用希望が強い)	4	4	4	4	3	
	合計	11	11	10	10	9	
②確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	18	18	18	18	18
		幼稚園	0	0	0	0	0
		小計	18	18	18	18	18
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	
	合計	18	18	18	18	18	
③過不足(②-①)		7	7	8	8	9	

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた以下の13事業であり、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、各事業の量の見込みと確保方策を定めることとされています。

■ 子ども・子育て支援事業計画に定める地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法における事業名	本市による実施状況	事業概要	確保方策の要否
①利用者支援事業	実施済	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	○
②地域子育て支援拠点事業	実施済	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	○
③妊婦健康診査	実施済	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	○
④乳児家庭全戸訪問事業	実施済	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	○
⑤・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	実施済	・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ・要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	○
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	実施済	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))	○
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	実施済	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	○
⑧一時預かり事業	実施済	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	○
⑨延長保育事業	実施済	保育認定を受けた子どもが通常利用時間を超えて、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	○
⑩病児保育事業	実施済 (病後児保育)	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	○
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	実施済	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	○
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	×
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	未実施	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	×

(2) 地域子ども・子育て支援事業における提供区域の考え方

本市では、教育・保育提供区域を6区域として決定しましたが、地域子ども・子育て支援事業については、その利用実態等に応じて、量の見込みと確保方策を決定しました。

■ 地域子ども・子育て支援事業における提供区域の考え方

区分	区域	区域の考え方
利用者支援事業	全域	子育て支援に係る様々な情報提供及び利用調整について、事業内容を検討する必要があることから全域
地域子育て支援拠点事業	全域	事業の性質等から広域的な利用が想定されるため全域
妊婦健康診査	全域	事業の性質等から広域的な利用が想定されるため全域
乳児家庭全戸訪問事業	全域	
・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)	全域	
子育て短期支援事業(ショートステイ)	全域	一時的な需要に対応する事業であるため、利用実績が少なく、区域別の整備が現実的ではないこと、見込みに対し、既存施設での確保が可能なことから全域
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) ※就学児童が対象	全域	一時的な需要に対応する事業であるため、区域別の整備が現実的ではないことから全域
一時預かり事業(幼稚園型)	全域	区域別の整備が現実的ではないこと、見込みに対し、既存施設での確保が可能なことから全域
一時預かり事業(幼稚園型を除く。) ・保育所の一時的預かり ・ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業以外) ・子育て短期支援事業(トワイライトステイ)		
延長保育事業		
病児保育事業	6区域	保育所で提供される事業であるため、「教育・保育事業」と同様に6区域
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	全域	一時的な需要に対応する事業であるため、区域別の整備が現実的ではないことから全域
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	6区域	基本的に小学校区単位(児童館)で提供されている事業のため、小学校区を基本として検討したが、計画での記載は6区域

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

(単位:箇所)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
④ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

○市内で3箇所の整備により対応する。

■ 確保方策の考え方

○令和元年度から事業を実施しており、今後も事業の継続実施により確保する。

② 地域子育て支援拠点事業

(単位:月延べ人数、箇所)

	実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み(利用者数)	5,939	5,645	5,534	5,352	5,198	
②確保方策	利用者数	5,939	5,645	5,534	5,352	5,198
	実施箇所数	7	7	7	7	7
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0	

■ 量の見込みの考え方

○ワークシートに基づき算出したニーズ量を量の見込みとした。

■ 確保方策の考え方

○平成27年度に中部区域に釧路市中部子育て支援拠点センターサテライトを開設しており、今後も事業の継続実施により確保する。

○支援拠点施設を有していない「阿寒本町」「阿寒湖温泉」「音別」については、保健師等による相談業務や講座の開催等により確保する。

③ 妊婦健康診査

(単位:年延べ回数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10,796	10,418	10,095	9,790	9,485
②確保方策	10,796	10,418	10,095	9,790	9,485
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

(単位:実世帯数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	890	863	838	815	793
②確保方策	890	863	838	815	793
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

⑤ 養育支援訪問事業

(単位:実世帯数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	466	466	466	466	466
②確保方策	466	466	466	466	466
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

○利用実績に基づき「量の見込み」を算出。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

(単位:年延べ人数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	87	83	80	76	73
②確保方策	90	90	90	90	90
③過不足(②-①)	3	7	10	14	17

■ 量の見込みの考え方

○ワークシートに基づき算出したニーズ量を量の見込みとした。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

⑦ ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）※就学児童対象

（単位：年延べ人数）

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	5,053	4,802	4,643	4,561	4,441
	高学年	1,920	1,853	1,818	1,738	1,652
	合計	6,973	6,655	6,461	6,299	6,093
②確保方策		51,920	51,920	51,920	51,920	51,920
③過不足(②-①)		44,947	45,265	45,459	45,621	45,827

■ 量の見込みの考え方

○ワークシートに基づき算出したニーズ量を量の見込みとした。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園型）

（単位：年延べ人数）

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号認定	10,379	10,108	9,469	8,986	8,541
	2号認定	164,234	159,945	149,837	142,195	135,145
	合計	174,613	170,053	159,306	151,181	143,686
②確保方策		387,400	387,400	387,400	387,400	387,400
③過不足(②-①)		212,787	217,347	228,094	236,219	243,714

■ 量の見込みの考え方

○2号認定利用について、利用実績を踏まえると過大なニーズ量が算出されるが、事業量の確保状況を鑑み、ワークシートに基づき算出したニーズ量を量の見込みとした。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

○「阿寒本町」「阿寒湖温泉」については、子ども交流広場における居場所の提供を行う事業による確保を検討する。

○「音別」については、音別認定こども園での実施を検討する。

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

（単位：年延べ人数）

	実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	9,684	9,209	9,007	8,698	8,437	
②確保方策	一時預かり	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500
	ファミリー・サポート・センター※	67,435	67,435	67,435	67,435	67,435
	トワイライトステイ	40	40	40	40	40
	合計	98,975	98,975	98,975	98,975	98,975
③過不足(②-①)	89,291	89,766	89,968	90,277	90,538	

※病児・緊急対応強化事業及び就学時対象を除く。

■ 量の見込みの考え方

○利用実績を踏まえると過大なニーズ量が算出されるが、事業量の確保状況を鑑み、ワークシートに基づき算出したニーズ量を量の見込みとした。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

⑨ 延長保育事業

【全体】

（単位：実人数）

市内全体	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,201	1,156	1,106	1,059	1,017
②確保方策	1,823	1,823	1,823	1,823	1,823
③過不足(②-①)	622	667	717	764	806

■ 量の見込みの考え方

○ワークシートに基づき算出したニーズ量を量の見込みとした。
 ○教育・保育提供区域別の量の見込みについては、全体の量の見込みを利用実績（保育施設通園者数）の構成比で案分し算出

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。
 ○「音別」については、音別認定こども園での実施を検討する。

【教育・保育提供区域別】

(単位:実人数)

ア 東部

東部	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	332	320	306	293	281
②確保方策	571	571	571	571	571
③過不足(②-①)	239	251	265	278	290

イ 中部

中部	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	575	553	529	507	487
②確保方策	760	760	760	760	760
③過不足(②-①)	185	207	231	253	273

ウ 西部

西部	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	279	269	257	246	236
②確保方策	465	465	465	465	465
③過不足(②-①)	186	196	208	219	229

エ 阿寒本町

阿寒本町	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

オ 阿寒湖温泉

阿寒湖温泉	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

カ 音別

音別	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15	14	14	13	13
②確保方策	27	27	27	27	27
③過不足(②-①)	12	13	13	14	14

⑩ 病児保育事業

(単位:年延べ人数)

	実施時期				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8,422	8,111	7,760	7,430	7,135
②確保方策	900	900	900	8,400	8,400
③過不足(②-①)	▲7,522	▲7,211	▲6,860	970	1,265

■ 量の見込みの考え方

○ワークシートに基づき算出したニーズ量を量の見込みとした。

■ 確保方策の考え方

○病後児保育事業については、平成28年度から実施しており、病児事業については、利用者数やニーズ量を勘案し、計画期間内の実施を検討する。

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【全体】

（単位：実人数）

		実施時期				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1年生	323	307	297	292	283
	2年生	242	230	222	218	213
	3年生	242	230	222	218	213
	低学年計	807	767	741	728	709
	4年生	161	156	152	146	139
	5年生	97	93	92	88	83
	6年生	64	62	61	58	55
	高学年計	322	311	305	292	277
	合計	1,129	1,078	1,046	1,020	986
②確保方策		1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
③過不足(②-①)		82	133	165	191	225

■ 量の見込みの考え方

○ワークシートに基づき算出した低学年、高学年別のニーズ量に、これまでの実績に基づく登館率を掛け合わせて算出後、低学年については、1年生：2年生：3年生を4：3：3の割合で、高学年については、4年生：5年生：6年生を5：3：2の割合で案分して算出。

○教育・保育提供区域別の量の見込みは、全体の見込み量を教育・保育提供区域別の6－8歳児童数構成比、9－11歳児童数構成比でそれぞれ案分し算出。

■ 確保方策の考え方

○今後も事業の継続実施により確保する。

○「阿寒湖温泉」については、子供交流館における居場所の提供を行う事業により確保する。

○「音別」については、放課後子ども広場事業により確保する。

【教育・保育提供区域別】

(単位:実人数)

ア 東部

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	101	96	93	91	88
	2年生	75	72	68	67	66
	3年生	75	72	68	67	66
	低学年計	251	240	229	225	220
	4年生	48	47	45	44	42
	5年生	29	28	28	26	25
	6年生	20	19	19	18	17
	高学年計	97	94	92	88	84
	合計	348	334	321	313	304
	②確保方策	376	376	376	376	376
③過不足(②-①)	28	42	55	63	72	

イ 中部

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	102	97	94	92	90
	2年生	80	76	74	73	70
	3年生	79	75	73	72	69
	低学年計	261	248	241	237	229
	4年生	55	53	52	50	47
	5年生	33	31	30	29	27
	6年生	22	22	21	20	19
	高学年計	110	106	103	99	93
	合計	371	354	344	336	322
	②確保方策	408	408	408	408	408
③過不足(②-①)	37	54	64	72	86	

ウ 西部

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	113	107	103	102	99
	2年生	82	77	75	73	72
	3年生	82	77	75	73	72
	低学年計	277	261	253	248	243
	4年生	54	52	51	48	46
	5年生	32	31	31	30	28
	6年生	21	20	20	19	18
	高学年計	107	103	102	97	92
	合計	384	364	355	345	335
	②確保方策	393	393	393	393	393
③過不足(②-①)	9	29	38	48	58	

エ 阿寒本町

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	4	4	4	4	3
	2年生	2	2	2	2	2
	3年生	3	3	3	3	3
	低学年計	9	9	9	9	8
	4年生	2	2	2	2	2
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1
	高学年計	4	4	4	4	4
	合計	13	13	13	13	12
	②確保方策	34	34	34	34	34
③過不足(②-①)	21	21	21	21	22	

オ 阿寒湖温泉

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	2	2	2	2	2
	2年生	2	2	2	2	2
	3年生	2	2	2	2	2
	低学年計	6	6	6	6	6
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	高学年計	2	2	2	2	2
	合計	8	8	8	8	8
	②確保方策	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)	▲8	▲8	▲8	▲8	▲8	

カ 音別

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	1	1	1	1	1
	2年生	1	1	1	1	1
	3年生	1	1	1	1	1
	低学年計	3	3	3	3	3
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	高学年計	2	2	2	2	2
	合計	5	5	5	5	5
	②確保方策	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)	▲5	▲5	▲5	▲5	▲5	

6. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。

このため、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援の実施に努めます。

(1) 地域子ども・子育て支援事業以外の教育・保育の提供及び推進

利用者の多様な子育て支援ニーズに対応するため、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に加え、関連性の高い下記の事業を実施します。

① 地域における子育て支援の充実

■ 保護者の就労等の理由により多様な保育等の需要に対応する事業

事業名	内容
休日保育事業	保育所に入所している児童を対象に、日曜日や祝日、勤務により児童を保育できない保護者に代わり、保育所が児童（満6か月以上）を保育します。
夜間保育事業	夜間に就労する保護者の保育ニーズに対応するため夜間の保育をします。（満3か月以上）

■ 地域子育て支援拠点事業

事業名	内容
子育て連携事業	6・7か月育児相談、マタニティ講座、新入学児童保護者子育て講話を実施します。

■ 保育所職員に対する研修の推進

事業名	内容
釧路市保育研修会	子どもの養育環境の変化や子育てに対する意識・価値観の変化がみられる中で、さらなる保育の質の向上を図るため、保育士等を対象とした研修会を開催します。

② 子育て支援に係るサービス等の情報提供

子育て支援を必要とする保護者に対し、確実なサービス利用に結びつけるため、各種子育て支援事業の情報提供を行います。

- 子育て家庭支援ガイドブック
- 保育所等入所のしおり

(2) 保幼小連携の取組の推進

幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、認可保育所、幼稚園、認定こども園、学校関係者間の情報共有、交流活動などの実施、小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの検討、合同研修の実施などにより多面的な連携に努め、保幼小連携の取組を推進します。

(3) 認定こども園への移行

本市では、増加する保育ニーズに対応するため、第5章の「4. 教育・保育の量の見込みと確保方策」における確保方策の考え方に基づき、既存の認可保育所・幼稚園・認定こども園による確保等を中心とした整備を進めていきますが、保育所の利用率が高く定員数の9割超となっている一方、幼稚園の利用者が定員を下回っています。

認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長があるため、幼稚園・保育所設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を積極的に行い、認定こども園への移行促進を図ります。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、負担軽減を図る少子化対策の観点から取組が行われるものです。

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、「子どものための教育・保育給付」以外に「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給を実施していくため、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法についての検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、北海道と連携した対応を行うなど、円滑な実施に向けた取組が重要となっています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、北海道に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、北海道との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

■ 子育てのための施設等利用給付制度について

【子育てのための施設等の利用に係る支援の概要】

- 3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に、保護者の申請により市が認定して、対象となる施設・事業を利用した際に要する費用を給付する仕組み

【対象施設・事業】

- 子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園
- 特別支援学校の幼稚部
- 幼稚園の預かり保育
- 認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業））

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

第6章 計画の推進体制

1. 計画推進体制の構築

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係部署間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

2. 関係機関との連携

本市においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め関係部署間の密接な連携を図るとともに、関係機関等と子ども・子育て支援に必要な情報を共有し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施します。

また、市民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、広域的な利用を想定し、近隣自治体と連携を図り、迅速に利用調整等が行われるように努めます。

さらに、地域子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認可保育所、幼稚園及び認定こども園と、地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携に係る支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

3. 計画の達成状況の点検・評価・見直し

本市では、「釧路市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化、制度変更により、実態が本計画と乖離し、著しく供給量が不足する場合等は、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

また、今後5年間の事業量と確保方策が記載されている事業については、毎年度見直すローリング方式の実施計画を策定し、進行管理を行います。

第2期釧路市子ども・子育て支援事業計画素案

釧路市こども保健部こども育成課